

自治会ハンドブック



令和6年度

流山市

コミュニティ課

自治会等年間スケジュール表（申請手続き等）

名称 (自治会ハンドブック掲載ページ)	担当課	対象	前年度												当該年度（実施年度）													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
自治会等交付金 (P5)	コミュニティ課	全自治会																	9月中 (市から) 申請書等を 送付	10月中 (市へ) 申請書等を 提出	11～12月中 (市から) 交付金の交付							
自治会等掲示板設置等補助金 (P9)	コミュニティ課	全自治会			前年度 6月頃 (市から) 要望書等を 送付	前年度6～8月頃 (市へ) 要望書等提出 (1社分の見積書添 付)													4月頃 (市から) 申請書等を 送付	～工事着工1か月前 (市へ) 申請書等を提出						(工事完了後速やかに) (市へ) 実績報告書・請求書等を提出 補助金の 交付		
自治会館建設事業費補助金 (P14)	コミュニティ課	全自治会		前年度 5月頃 (市から) 意向調査を 送付 (市へ) 意向調査に 回答	前年度 6月頃 (市から) 意向があっ た自治会に 要望書等を 送付	前年度6～8月頃 (市へ) 要望書等提出 (1社分の見積書添 付)												4月頃 (市から) 申請書等を 送付	～工事着工1か月前 (市へ) 申請書等を提出						(工事完了後速やかに) (市へ) 実績報告書・請求書等を提出 補助金の交 付			
自治会館建設事業資金貸付 (P16)	コミュニティ課	全自治会		前年度 5月頃 (市から) 意向調査を 送付 (市へ) 意向調査に 回答	前年度 6月頃 (市から) 意向があっ た自治会に 要望書等を 送付	前年度6～8月頃 (市へ) 要望書等提出												4月頃 (市から) 申請書等を 送付	～工事着工1か月前 (市へ) 申請書等を提出						(工事完了後速やかに) (市へ) 実績報告書・請求書等を提出 補助金の交付			
自治会館維持管理費補助金 (P11)	コミュニティ課	自治会館保有													3月頃 (市から) 申請書等 を送付	4～5月中 (市へ) 申請書等を 提出		5～6月中 (市から) 補助金を 概算交付							1月頃 (市から) 実績報告書 等を送付	(1月～3月中) (市へ) 実績報告書等の提出 精算・確定		
自治会館維持管理費補助金 (大規模修繕・冷暖房機器の設 置) (P13)	コミュニティ課	自治会館保有			前年度 6月頃 (市から) 要望書等を 送付	前年度6～8月頃 (市へ) 要望書等提出 (3社分の見積書添 付)												4月頃 (市から) 申請書等 を送付	～工事着工1か月前 (市へ) 申請書等を提出						(工事完了後速やかに) (市へ) 実績報告書・請求書等を提出 補助金の交 付			
防犯カメラ設置費補助金 (P22)	コミュニティ課	全自治会			前年度 6月頃 (市から) 意向調査を 送付	前年度6～8月頃 (市へ) 意向調査に回答												4～5月頃 (市から) 申請書等を 送付	7月頃 (市から) 申請書等を 提出	7月頃 (市から) 交付決定	(事業完了後) (市へ) 実績報告書・請求書等を提出			(市から) 補助金の交付				
自治会長届 文書配布先指定届	コミュニティ課	全自治会													3月頃 (市から) 届出書を送 付	4月中 (市へ) 届出書を 提出	随時受付 (変更があった場合市へ) 届出書を提出											

自治会等年間スケジュール表（会議等）

令和6年度

担当課	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
コミュニティ課		【新任自治会長説明会】 5月中旬頃 (自治会長対象)			【自治会長感謝状贈呈式】 8月初旬頃 (通算して5年以上自治会長を務められ、前年度に退任された方等対象)					【自治会懇談会】 1月下旬予定 (自治会長及び役員対象)		
環境政策課		【環境美化推進員等会議】 5月11日 (環境美化推進員対象) 【春ごみゼロ運動】 5月26日 (参加自治会のみ)						【秋ごみゼロ運動】 11月3日 (参加自治会のみ)				
クリーンセンター		【廃棄物減量等推進員会議】 5月11日 (廃棄物減量等推進員対象)			【施設見学会】 8月中を予定							
選挙管理委員会事務局	選挙執行に際し、特定の自治会に対し、当日投票所として自治会館借用のお願い並びに投票立会人へのご協力をお願い (詳細は、選挙期日決定後に、個別に各自治会に連絡させていただきます)											

目次

自治会について

(1) 自治会とは	1
(2) 流山市における自治会の状況	2
(3) 自治会員情報の取扱いについて	3
(4) 自治会長感謝状贈呈制度について	3
(5) 文書配布について	4

自治会への支援（補助等について）

1. 自治会活動全般に関すること

自治会等交付金制度【コミュニティ課】	5
印刷の支援【コミュニティ課】	6
自治会加入促進リーフレット【コミュニティ課】	7
自治会活動物品の提供・貸出【コミュニティ課】	8
自治会等掲示板設置等補助金【コミュニティ課】	9

2. 自治会館に関すること

自治会館維持管理費補助金【コミュニティ課】	11
自治会館維持管理費補助金（大規模修繕・冷暖房機器の設置）【コミュニティ課】	13
自治会館建設事業費補助金【コミュニティ課】	14
自治会館建設事業資金貸付制度【コミュニティ課】	16

3. コミュニティ助成事業に関すること

コミュニティ助成事業【コミュニティ課・防災危機管理課】	18
-----------------------------	----

4. 防犯活動に関すること

自主防犯パトロール隊への支援【コミュニティ課】	20
防犯灯の不点灯・不具合の対応【コミュニティ課】	20
防犯灯の新規設置・移設・撤去要望【コミュニティ課】	21
流山市防犯カメラ設置費補助金【コミュニティ課】	22

5. 防災活動に関すること

自主防災組織補助金【防災危機管理課】	24
--------------------	----

6. 環境保護・整備に関すること

リサイクル報償金【クリーンセンター】	26
まちづくり相談員派遣事業【都市計画課】	27

7. 高齢者支援に関すること

住民主体型サービス補助金【介護支援課】	28
---------------------	----

自治会活動に活用できる事業の紹介

1. 自治会運営のサポート

市民活動災害補償保険制度【コミュニティ課】	29
市民活動推進センター【市民活動推進センター】【コミュニティ課】	29
自治会活動に伴うごみの処理について【クリーンセンター】	30

2. 自治会活動への講師派遣に関すること

消費者啓発講座【消費生活センター】	32
災害に強いまちを目指して！出前講座【防災危機管理課】	32
ITによる市民サービス出前講座【情報政策・改革改善課】	32
介護予防関連事業について【高齢者支援課】	33
認知症サポーター養成講座【介護支援課】	34
高齢者見守り声かけ体験会【介護支援課】	35
おうち療養情報講座【介護支援課】	36
手話出前講座【障害者支援課】	37
交通安全教室【道路管理課】	38
市民活動団体によるサポートメニュー【コミュニティ課】	39

3. ごみ集積所・清掃に関すること

ごみ集積所の新設・変更・廃止申請【クリーンセンター】	47
公園の清掃業務委託について【みどりの課】	47
側溝等清掃について【道路管理課】	47

4. 高齢者施策に関すること

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）【高齢者支援課】	48
高齢者ふれあいの家支援【高齢者支援課】	49
高齢者等市内移動支援バス事業【高齢者支援課】	50

5. 機器の貸出し

省エネ啓発機器貸出し【環境政策課】	51
野外活動用備品の貸出し【流山市生涯学習センター】	51
視聴覚教材・機材の貸出し（視聴覚ライブラリー） 【文化芸術・生涯学習課】	52

自治会に関連する事業・団体等の紹介

1. 自治会から推薦される委員について

環境美化推進員【環境政策課】	53
廃棄物減量等推進員【クリーンセンター】	53
社会福祉協議会協力員・地区社会福祉協議会員 【社会福祉法人流山市社会福祉協議会】	54
民生委員・児童委員【社会福祉課】	54

令和6年4月1日から「生涯学習課」は「文化芸術・生涯学習課」へ課名変更となります。

2. 自治会の協力により実施する事業等について

市総合防災訓練【防災危機管理課】	55
リサイクル活動【クリーンセンター】	56
春秋ごみゼロ運動【環境政策課】	56
一日清掃【環境政策課】	56
地域支え合い活動推進事業【福祉政策課】	1 57
赤十字活動資金募集活動【社会福祉課】	58
共同募金運動【千葉県共同募金会流山市支会】	58
露店等の開設【消防本部予防課】	59

3. 自治会で開催するイベント等について

公園内における自治会主催イベントの際の手続きについて【みどりの課】	60
流山ぐりんバスの路線におけるイベント等の開催について 【まちづくり推進課 交通計画推進室】	60

4. 自治会に関係する団体等について

流山市防犯協会連合会【流山市防犯協会連合会】	61
消防団【消防本部消防総務課消防団担当】	61
流山交通安全協会【流山交通安全協会】	61
社会福祉協議会【社会福祉法人流山市社会福祉協議会】	62
民生委員児童委員協議会 【社会福祉課】【社会福祉法人流山市社会福祉協議会】	62
老人クラブ連合会【流山老人クラブ連合会】	63
子ども会育成連絡協議会【文化芸術・生涯学習課】	2 63
流山市民安全パトロール隊【コミュニティ課】	63

5. その他市からの情報について

広報ながれやま【秘書広報課】	64
災害時協力井戸の登録【防災危機管理課】	65
Yahoo!防災速報アプリ【防災危機管理課】	66
流山市安心メール【コミュニティ課】	67
認知症高齢者等見守り事業【介護支援課】	68
流山ぐりんバスのお知らせ【まちづくり推進課 交通計画推進室】	69
119番通報について【消防本部消防防災課】	70
救急車が必要か迷ったら.....【消防本部消防防災課】	70
休日や夜間の救急医療機関情報【消防本部消防防災課】	71
子どもが健やかに成長するために【子ども家庭課】	72

自治会活動に関する問い合わせ先一覧

自治会活動に関する問い合わせ先一覧	73
-------------------	----

- 1 令和6年4月1日から「社会福祉課健康福祉政策室」は「福祉政策課」へ課名変更となります。
- 2 令和6年4月1日から「生涯学習課」は「文化芸術・生涯学習課」へ課名変更となります。

自治会について

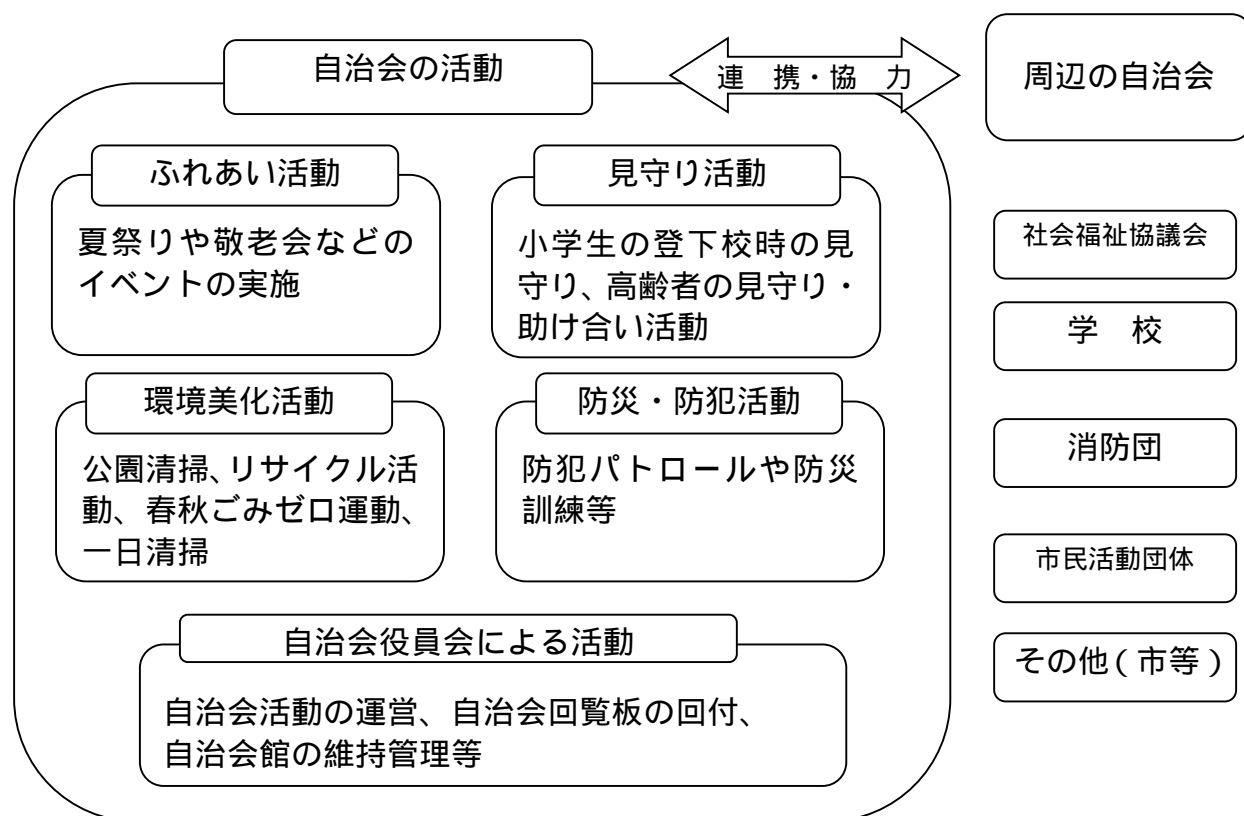
(1) 自治会とは

自治会は、地域コミュニティの核となる大変重要な地域の団体です。

一定の地域に住む人たちが、地域における課題や問題の解決に取り組むとともに、地域の親睦を深めながらふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努めています。

夏祭りや敬老会など、住民のふれあいと交流のきっかけとなるイベントの開催や、小学生の登下校の見守り、防犯パトロールなど安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

自治会は、日頃からの支えあいや助け合いの意識から、自治会区域を越え、周辺自治会をはじめ、地域の各種団体と連携した活動を行っています。こうした互助の輪を通じた活動は、災害時など、困難な状況で大きな力を発揮します。



(2) 流山市における自治会の状況

市内には、185の自治会があります。流山市の5年間推移では人口・世帯数が増加しており、自治会加入世帯も増加傾向にあります。こうした中、約60%の世帯が自治会に加入しています。

自治会への加入世帯数（令和5年10月1日現在185自治会）

年 度	全世帯数	自治会加入世帯数
R 1	81,508	52,488
R 2	82,961	52,977
R 3	85,304	53,341
R 4	87,430	53,688
R 5	89,456	53,628

(3) 自治会員情報の取扱いについて

自治会員名簿の作成等を行う場合には、「個人情報保護法」の対象となりますので、自治会は会員の個人情報を適切に取扱う義務があります。

留意事項

- ・既に保有している個人情報について、改めて会員に利用目的を通知する。
- ・新規に個人情報を取得する場合は、利用目的をあらかじめ伝えた上で取得する。
- ・個人情報の取扱いルール（保管方法や外部への提出方法等）を決め、取得した個人情報は適切に管理する。（「地域支え合い活動」に関する「支え合い活動対象者名簿」のように、行政から提供された個人情報についても同様です。）

その他、個人情報保護法の解釈や制度についての一般的な質問に関しては、下記にお問合せください。

<個人情報保護委員会>

個人情報保護法相談ダイヤル

03 - 6457 - 9849

受付時間 9：30～17：30（土日祝日及び年末年始を除く）

(4) 自治会長感謝状贈呈制度について

自治会長を5年以上務め、地域のリーダーとして、また市と地域との架け橋として市政の伸展や地域住民の福祉向上に寄与いただいた功績がある方に対し、自治会長を退任された翌年度に感謝状を贈呈させていただく制度です。

感謝状贈呈対象

- ・通算して5年以上自治会長として在籍し、功績があると認められる方
- ・特に市長が感謝状を贈呈することが適当であると認められる方

功績・・・行政文書等の回覧・配布、環境の衛生及び美化に関する協力など

(5) 文書配布について

行政文書（回覧、全戸配布をお願いする文書、自治会長宛ての文書等）を取りまとめ、各自治会のご担当者様に定期的に送付するものです。

下記文書配布にて送付した文書については、市ホームページに公開しています。（広報ID：1003488）

なお、電子メールによる配布についても、実施しています。（紙との併用可）希望する自治会は、3月文書配布で送付する「文書配布先指定届」に記載、またはコミュニティ課までご連絡ください。

令和6年度文書配布実施予定表

令和6年	5月10日（金）
令和6年	7月12日（金）
令和6年	9月13日（金）
令和6年	12月13日（金）
令和7年	3月14日（金）

原則5・7・9・12・3月の第2金曜日が配布基準日となります。ただし、当該日程が祝日等にあたる場合は、基準日が変更になることがあります。

上記の日程以外でも、特段の事由により自治会回覧をお願いする場合があります。

（留意点）令和6年3月10日時点の文書配布の実施予定となっておりますが、配布日時等の具体的な方法については変更となる場合があります。

自治会への支援（補助等について）

1. 自治会活動全般に関すること

自治会等交付金制度

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

自治会等（構成員及びその世帯員の福祉の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的として構成されている団体で、かつ規約の定めがあるもの）を対象に交付しています。

全ての自治会が交付対象となります。

1 交付要件

- (1) 行政文書等の回覧又は配布
- (2) 環境の衛生及び美化に関する協力
- (3) 各種募金運動への協力
- (4) その他、市長が特に必要と認める業務

2 補助金額

$$\text{交付金額} = \text{行政文書配布世帯数} \times 220 \text{円}$$

行政文書配布世帯数とは、自治会会員世帯数及び文書配布を実施している未加入世帯数の合計世帯数のことです。

配布世帯数の算定は10月1日（基準日）とします。

3 申請時期等

9月中に交付金交付申請書を送付しますので、令和6年10月31日までに提出をお願いします。

申請書に添付していただく令和5年度決算書に、「自治会等交付金 円」との記載をお願いします。

印刷の支援

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

自治会等が発行している会報、チラシ、総会資料等の印刷を有料で承っています。

1 対象者

自治会等

2 要件

印刷物は自治会活動に直結するものに限りです。

1原稿に付き、35枚以上(白黒印刷のみ)をお願いします。

印刷には1週間かかります。(年度末、年度初めは、印刷室が大変混みあうため、通常よりお時間がかかります。)

余裕をもってご依頼ください。

3 費用

印刷に要する費用

・原稿片面..... 50円(原版作成費となります)

・印刷片面..... 1円

印刷用紙は持ち込みとなります。

両面の場合は2枚の扱いとなります。

4 申請時期等

随時(原稿、印刷用紙を持参の上、窓口で申請書の記入をお願いします。)

5 よくあるお問い合わせ

Q : A4用紙5枚(すべて両面)を60部印刷するといくらになりますか。

A : 原稿枚数10枚×50円(原稿1枚の値段) = 500円...

原稿枚数10枚×60部×1円(印刷1枚の値段) = 600円...

+ = 1,100円 です。

両面の場合は2枚の扱いとなります。

Q : 印刷費用はどこで支払えますか。

A : 印刷物と一緒に納入通知書をお渡ししますので、納入期限内に市内の銀行又は流山市役所会計課でお支払いください。なお、納入手数料はかかりません。

自治会加入促進リーフレット

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

転入者等へ自治会加入のご案内をする際に使用できるリーフレットを作成しています。

1 申請方法等

自治会加入促進リーフレット印刷申込書（所定の様式/白黒印刷のみ）に必要事項を記入の上、コミュニティ課に提出してください。

申込は随時受け付けています。

印刷申込は35枚以上でお願いします。

印刷には数日かかります。

PDF（カラー）での提供も可能です。

自治会に加入しよう！

地域の「絆」を深めよう！

色んなシーンで活躍できる

自治会は、自分たちの住む地域をよりよくするために、お互い協力し合って活動に取り組む地域組織です。市内には、現在180の自治会があり、それぞれが自主性をもち、主体的に活動しています。

自治会の活動は、地域の防災活動や災害時の助け合い、防災訓練などのイベントを通じて、小学生の夏下駄の懸り、防犯パトロール、防災訓練などのイベントを通じて、災害時の「助け合い」の輪を広げ、助け合いの輪を広げることができ、より安全な暮らしを実現しています。

見知らぬ人との目と目を通す機会があれば、懐かしさを感じることもできるかもしれません。見知らぬ人との目と目を通すことは、私たちの暮らしに安心をもたらしてくれます。ぜひぜひご参加ください。自治会に加入しよう！

たとえば 自治会ではこんな活動もしています！

<p>きれいな快適</p> <p>快適で美しいまちを維持するため、地域の清掃や、資源ごみの回収活動を行っています。</p> <p>例：ゴミ集積所の清掃、資源系活動、リサイクル品の回収など</p>	<p>安心・安全</p> <p>地域の防災活動や災害時に地域で助け合うための活動を行っています。</p> <p>例：防犯パトロール、防災訓練、避難所運営マニュアルの作成など</p>
<p>支えあい・交流</p> <p>子どもや高齢者、子育て世代など地域のみんなで支えあい、顔見知りになれるよう自治会活動を行っています。</p> <p>例：夏祭り、高齢者の見守り活動、子ども会各種ワーク活動など</p>	<p>情報共有</p> <p>自治会や地元学校、市からのお知らせなど、生活に必要な情報を提供しています。</p> <p>例：自治会報誌、回覧板、イベント案内、ポスター掲示など</p>

自治会加入の申し込みは・・・

この地域の自治会は、_____自治会です。

自治会の加入については、_____まで！！

自由記入欄(自治会PR等)

地域の情報が知りたい！

防犯活動や災害時に助け合いしたい

引っ越してきたばかりで、近くに暮れる人がいない

自治会に加入してこのまちでより良く暮らそう！

自治会って？

自治会は、自分たちの住む地域のための活動に取り組む地域組織です。市内には現在180以上の自治会があり、それぞれが自主性をもち、主体的に活動しています。

自治会の活動は、各自治会によりさまざまですが、美化活動や夏祭りなどそれぞれの活動が、地域の交流のきっかけとなっています。

見知らぬ人との目と目を通す機会があれば、懐かしさを感じることもあるかもしれませんが、顔見知りの方との近所づきあいは、私たちの暮らしに安心と安全を与えてくれます。

このまちでより良く暮らしていくために、自治会に加入してみませんか？

自治会ではこんな活動をしています

<p>きれいな快適</p> <p>快適で美しいまちを維持するため、地域の清掃や、資源ごみの回収活動を行っています。</p> <p>例：ゴミ集積所の清掃、資源系活動、リサイクル品の回収など</p>	<p>安心・安全</p> <p>地域の防災活動や災害時に地域で助け合うための活動を行っています。</p> <p>例：防犯パトロール、防災訓練、避難所運営マニュアルの作成など</p>
<p>支えあい・交流</p> <p>子どもや高齢者、子育て世代など地域のみんなで支えあい、顔見知りになれるよう自治会活動を行っています。</p> <p>例：夏祭り、高齢者の見守り活動、子ども会各種ワーク活動など</p>	<p>情報共有</p> <p>自治会や地元学校、市からのお知らせなど、生活に必要な情報を提供しています。</p> <p>例：自治会報誌、回覧板、イベント案内、ポスター掲示など</p>

自治会加入の申し込みは・・・

自治会への加入手続きは、各自治会によってさまざまです。まずは、お住まいの地域の自治会長やご近所の方にお尋ねください。※ご不明な場合は、コミュニティ課までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
流山市役所第2庁舎2階 市民生活部 コミュニティ課
TEL:04-7150-6076
問い合わせフォーム:
市ホームページから「自治会加入へのご案内」
または広報ID「1003582」と検索

スマートフォンから閲覧可能(自治会PR)

自治会活動物品の提供・貸出

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

自治会活動に必要な物品の貸出等を行っています。

1 要件

自治会員による申請

2 対象

- (1) 回覧板 提供 (数に限りがございます)
- (2) 行事用テント . . . 貸出 (先着順)
(2 間 × 3 間 : 1 0 張、 1 間 × 1 間 : 3 5 張)
- (3) 非接触型体温計 . . 貸出 (先着順) (1 0 個)
- (4) 掲示板交換用板 . . 無償貸与 (数に限りがあります)
設置、撤去、処分等にかかる費用は自治会負担となります。
掲示板交換用板の無償貸与につきましては在庫がなくなり次第廃止いたします。

3 申請時期等

随時受付しておりますが、在庫の状況によってご希望に添えない場合があります。

4 よくあるお問い合わせ

Q : お祭りに使うテントを借りたいのですが。

A : 申込書の提出をお願いします。

貸出期間は、原則お祭りの前日からお祭りの翌日までです。

テントは野々下 6 丁目にある倉庫に保管していますので、鍵及びテントの受領と返却は自治会でお願いします。

納涼祭などの時期は貸出が多くなり、ご希望に添えない場合があります。

Q : 掲示板交換用板の無償貸与の廃止後に掲示板の板が破損したのですが。

A : 掲示板交換用板の無償貸与の廃止に備え、令和 4 年度より自治会等掲示板設置等補助金 (P 9) にて掲示板修繕の項目を追加しておりますので、そちらの補助金をご活用ください。

自治会等掲示板設置等補助金

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

自治会等が設置する掲示板設置費及び修繕費の一部を補助します。

1 補助対象経費

掲示板の設置・修繕等に要する経費

2 補助金額

掲示板を新設・建替えする場合(保護板なし)

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times 1 / 2$$

(ただし、限度額 30,000 円 / 基)

補助金額は 1,000 円未満切捨てです。

掲示板を新設・建替えする場合(保護板あり)

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times 1 / 2$$

(ただし、限度額 50,000 円 / 基)

補助金額は 1,000 円未満切捨てです。

掲示板を修繕する場合

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times 1 / 2$$

(ただし、限度額 20,000 円 / 基)

補助金額は 1,000 円未満切捨てです。

3 申請時期等

設置等する年度の前年 8 月頃までに要望書(任意様式)(見積書の写し、写真、カタログ等の添付)を提出してください。詳細は別途通知します。

新設の場合は、土地の所有者の承諾書(任意様式)を提出してください。

なお、市の財政の都合によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 よくあるお問い合わせ

Q：前年度に要望書の提出をしていませんが、補助金の交付を受けられますか。

A：前年度の要望を基に本年度の補助金申請を受け付けますので、補助金の交付は受けられません。

Q：保護板とは何ですか。

A：掲示物が濡れないよう、また、悪戯されないように保護するガラス板やアクリル板のことを指します。

(すぐに破損する恐れのある、ビニール製やプラスチック製の保護板は対象外です。)

Q：掲示板の設置、撤去に係る工事費や処分費は補助金の対象になりますか。

A：掲示板の新設・建替えに係る工事費や処分費については対象となります。
掲示板の撤去のみの場合の補助金はありません。

Q：対象となる修繕は具体的にどのようなものですか。

A：既存の掲示板に保護板を設置する、掲示板を塗り替える、掲示板の板部分を交換するなどの場合を想定しています。

2 . 自治会館に関すること

自治会館維持管理費補助金

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

自治会館の維持管理費に要する経費の一部を補助します。

1 補助対象者

自ら自治会館を維持管理している自治会

2 補助対象経費

光熱水費、火災保険料等の自治会館の維持管理に必要な経費

自治会活動に係る費用（パソコン、印刷用紙、お祭りに使用する物品等）は対象外となります。

3 補助金額

自治会館の延床面積	補助金額
100 m ² 未満	年額 56,000 円以内
100 m ² 以上 200 m ² 未満	年額 72,000 円以内
200 m ² 以上	年額 104,000 円以内

本年度予算では、要綱の補助金の額の80%での補助となっています。
(表中の額は80%の金額です)

4 申請時期等

毎年度当初（4～5月）に自治会館毎に「申請書」を提出し、年度末に「実績報告書」を提出していただきます。（実績報告書には、自治会館維持管理に要した費用の「領収書（コピー）またはこれに代わるべき書類（通帳のコピーなど）」を添付する必要があります。）

なお、市の財政の都合によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 防火管理者等の届出について

自治会館の収容人員が30人以上である場合は、消防法に基づく防火管理者の選任及び消防署への届出が必要になります。(収容人員が30人未満である場合でも、届出等が必要になる場合もあります。)

収容人員や届出、手続等については最寄りの消防署へお問い合わせください。

消防本部予防課 04-7158-0270

中央消防署 04-7158-0119

東消防署 04-7146-0119

南消防署 04-7159-0119

北消防署 04-7152-0119

6 よくあるお問い合わせ

Q：実績報告書には必ず領収書（写し）が必要ですか。

A：補助金の交付にあたり、事業実績の根拠となる領収書（コピー）またはこれに代わるべき書類（通帳のコピーなど）の提出が求められます。

自治会館の維持管理にかかった経費の領収書については適正な管理をお願いします。

自治会館維持管理費補助金

「大規模修繕」・「冷暖房機器の設置」について

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

1 補助対象者

自ら自治会館を維持管理している自治会

2 補助対象経費

大規模修繕については、20万円以上となる修繕に要する経費
冷暖房機器の設置については、5万円以上となる設置に要する経費

3 補助金額

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times 1 / 3$$

補助金額は1万円未満切捨てです。

大規模修繕の補助金の限度額は100万円（床面積が300平方メートルを超える鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造をその他耐久性の高い構造を有する自治会館において躯体の劣化を防ぐために必要な修繕を行う場合においては限度額300万円）

冷暖房機器の設置の補助金の限度額は100万円

4 申請時期等

工事着工年度の前年8月頃までに要望書（任意様式）（3社分の見積書の写し、写真等の添付）を提出してください。詳細は別途通知します。

また、工事着工年度にも申請書の添付書類として改めて3社分の見積書の写しが必要となりますので、ご理解ください。

冷暖房機器設置の場合は、同機種での見積を取ってください。

また、工事実施後、同じ補助金の申請は最短で申請年度を除いた4年目以降（例：令和2年度実施 次回令和6年度以降）となります。

なお、財政の都合によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 よくあるお問い合わせ

Q：冷暖房機器が急に故障して交換が必要になりましたが、すぐに補助金を受けられますか。

A：前年度の自治会の要望書を基に補助金の申請を受け付けますので、すぐに補助金の交付は受けることはできません。

そのため、自治会館の躯体や冷暖房機器等について計画的な維持管理をお願いします。

Q：同じ年度に大規模修繕と冷暖房機器設置の補助金の交付を同時に受けられますか。

A：上記要件を満たす場合は受けられます。

自治会館建設事業費補助金

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

市民の福祉の向上及び自治会の円滑な運営に寄与するため、自治会が実施する自治会館建設に要する経費の一部を補助します。

1 交付要件

自治会の構成員、その世帯員、その他市民の会議、研修、教養、趣味又は娯楽に必要な機能を備えた建物で、延べ面積が33平方メートル以上のものを新築し、若しくは増築(既設の自治会館の床面積を10平方メートル以上増加させること)し、又は自治会館のトイレを改造(汲み取りトイレを水洗トイレに造り直すこと)するとき。

補助対象者は市内の自治会とする。新築にかかる補助金の交付を受けた自治会館については、当該新築に係る事業の完了後15年以内に当該自治会館を取壊し、又はその用途を変更し、かつ、新たに自治会館の新築を行う場合については、適用しない。

2 補助対象経費

自治会館建設に要する経費のうち、用地取得費、設計監理料並びに既存施設の解体費用及び移転費用その他事業の直接的費用と認めがたい経費を除いた経費

3 補助金額

種類	補 助 率	限度額	
新築	400世帯以下の自治会	補助対象経費の2分の1の額(その額に10万円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てた後の額)に相当する額とする。	500万円
	401世帯以上500世帯までの自治会		580万円
	501世帯以上600世帯までの自治会		670万円
	601世帯以上700世帯までの自治会		750万円
	701世帯以上800世帯までの自治会		830万円
	801世帯以上900世帯までの自治会		910万円
	901世帯以上1,000世帯までの自治会		1,000万円
	1,001世帯以上1,100世帯までの自治会		1,160万円
	1,101世帯以上1,200世帯までの自治会		1,260万円
	1,201世帯以上1,300世帯までの自治会		1,340万円
	1,301世帯以上1,400世帯までの自治会		1,430万円
	1,401世帯以上1,500世帯までの自治会		1,510万円
1,501世帯以上の自治会	1,600万円		
増築	補助対象経費の2分の1の額(その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てた後の額)に相当する額とする。	300万円	
トイレの改造	補助対象経費の3分の1の額(その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てた後の額)に相当する額とする。	-	

4 申請時期等

工事着工年度の前年8月頃までに要望書(任意様式)(見積書、事業計画書、位置図、自治会の総会議事録を添付)をご提出ください。詳細は別途通知します。

必ず事前にご相談ください。

なお、財政の都合によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 よくあるお問い合わせ

Q：申請に必要な書類は何ですか。

A：自治会館建設事業補助金交付申請書(第1号様式)
自治会館建設事業計画書(第2号様式)
自治会館建設事業に係る予算書
自治会で議決されたことがわかる資料(総会資料及び議事録)
見積書の写し(申請日に有効期限内のもの)
自治会館建設位置図
自治会館設計図(建物配置図、平面図、立面図)
自治会会則及び役員名簿
が必要となります。

Q：前年度に要望書の提出をしていませんが、補助金を受けられますか。

A：前年度に自治会から提出された要望書を基に補助金の予算額が決まりますので、補助金の交付は受けられません。

Q：自治会館の解体費用(取壊し費用)や廃材等の処分費用も補助金の対象ですか。

A：自治会館の解体費用や処分費用は対象外となります。

Q：自治会館建設後の固定資産税額について、どちらに聞けばわかりますか。

A：市の担当部署は、資産税課(7150-6074)です。税額や減免等に関することも含め、一度ご相談されることを推奨します。

自治会館建設事業資金貸付制度

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

自治会館建設事業を実施する自治会に対し、予算の範囲内において当該事業に要する資金の一部を貸付しています。

1 貸付要件

自治会館建設事業を自ら実施し、かつ、建設した自治会館を維持管理する自治会であって次の要件を満たすこと。

- (1) 当該事業の総額から市の補助金額を控除した額の、3分の1以上の額の積立金等自己資金があること。
- (2) 自治会の構成員であり、独立して生活を営む成年者である連帯保証人が2名いること。

2 貸付対象経費

- (1) 新築・増築
当該事業に要する経費の総額のうち、工事費(設計監理料及び外構工事費用並びに既存施設の解体及び移転に要する費用を含む)から補助金を控除した額
- (2) 用地取得・既存物件取得
事業に要する経費のうち、土地購入費、または建物購入費(土地付を含む。)

3 貸付限度額

貸付対象経費の3分の2以内とし、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を限度とする。

4 貸付利率

無利子

5 償還及び据置き期間

償還は、貸付金の交付を受けた日の属する年度の末日まで据え置くこととし、償還期間は10年以内とする。

6 償還方法

半年賦均等償還とする。

7 申請時期等

工事着工年度の前年 8 月頃までに要望書（任意様式）及び資金計画書を提出してください。詳細は別途通知します。

必ず事前にご相談ください。

8 よくあるお問い合わせ

Q：貸付の申請に必要な書類は何ですか。（新築又は増築の場合）

A：自治会館建設事業資金貸付申請書（第 1 号様式）

自治会館建設事業計画書（第 2 号様式）

自治会館建設事業決議書（第 3 号様式）

見積書の写し（申請日に有効期限内のもの）

設計図（立面図、平面図、位置図等）

借地等により自治会館を建設する場合にあたっては、当該土地の利用関係が明らかとなる書類の写し

建築確認申請書の写し

預金残高証明（申請日の属する月の前月末日のもの）

自治会で議決されたことがわかる資料（総会資料及び議事録）

自治会会則

Q：貸付金の入金はいつになりますか。

A：自治会館の建設終了後、貸付契約を締結し、その後 1 か月程度かかります。

3 . コミュニティ助成事業に関すること

コミュニティ助成事業

問	コミュニティ課	04 - 7150 - 6076	Fax : 04 - 7159 - 0954
	防災危機管理課	04 - 7150 - 6312	Fax : 04 - 7158 - 6696

一般財団法人自治総合センター（以下、「センター」）では、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動の助成を行うことにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとして、コミュニティ助成事業を行っています。

センターから募集案内があった場合（例年秋頃）、コミュニティ課、防災危機管理課からご案内する予定です。

募集期間が短いため、応募を検討されている場合は一般コミュニティ助成事業及びコミュニティセンター事業についてはコミュニティ課、地域防災組織育成助成事業については防災危機管理課まで事前にご相談ください。

また、一般コミュニティ助成事業及びコミュニティセンター事業については、複数の自治会から応募があった場合は選考させていただきますのでご了承ください。

センターの判断により、令和7年4月に最終的な採否が通知されます。採択された場合、令和7年度中に実施いただくこととなります。

1 一般コミュニティ助成事業 「一般社団法人」は対象外

(1) 助成対象

ア 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的としたコミュニティ活動（お祭り、運動会、その他コミュニティ行事）に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業

イ 助成対象団体は、市、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

ウ 事業実施主体は、市が認めるコミュニティ組織（自治会等）

(2) 助成額 100万円～250万円（10万円単位）

2 コミュニティセンター助成事業 「認可地縁団体」のみ対象

(1) 助成対象

ア 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（自治会集会所、コミュニティセンター等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業

イ 助成対象団体は、市、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

ウ 事業実施主体は、市が認めるコミュニティ組織（自治会等）

(2) 助成額 対象事業費の5分の3以内の金額（10万円単位）で1,500万円以内

コミュニティセンター助成事業が採択された場合は、「自治会館建設事業補助金」は受けられませんのでご注意ください。

3 地域防災組織育成助成事業（自主防災組織育成助成事業）

(1) 助成対象

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業

(2) 事業実施主体

市が認める自主防災組織

(3) 助成額 30万円～200万円まで

一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業
に関するお問い合わせ

= コミュニティ課 : 04 - 7150 - 6076

地域防災組織育成助成事業に関するお問い合わせ

= 防災危機管理課 : 04 - 7150 - 6312

4 . 防犯活動に関すること

自主防犯パトロール隊への支援

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

自治会等で組織（設立）する自主防犯パトロール隊に対し、防犯パトロールに必要な物資の支援を行っています。

1 交付要件

自主防犯パトロール隊の設立

設立手続きについては流山警察署生活安全課（ 04 - 7159 - 0110 ）にご確認ください。

2 支援物資

ベスト、帽子、懐中電灯、誘導棒、のぼり旗、のぼり旗ポール、腕章、拍子木のぼり旗は、パトロールの際に手に持って使用していただくものです。常時屋外設置できるような仕様ではございません。

3 申請時期等

毎年3月に送付します「パトロール隊活動等調査票」に必要数を記入し、提出してください。申請に基づき、11月上旬頃に配布予定です。

防犯灯の不点灯・不具合の対応

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

防犯灯の維持管理については、自治会等のみなさんに協力をいただきながら、市の事業で実施しています。

防犯灯の不点灯・不具合等を発見した場合は、下記のコールセンター又はコミュニティ課までご連絡ください。

コールセンター

パナソニック E W エンジニアリング株式会社

0120 - 112 - 509

受付時間 平日 9 : 00 ~ 17 : 00

防犯灯の新規設置・移設・撤去要望

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

各自治会からの要望により、防犯灯の新規設置・移設・撤去を行います。
詳しくは、「令和6年度流山市防犯灯マニュアル」をご確認ください。なお、市ホームページでもご覧いただけます。

1 必要書類

流山市防犯灯設置等要望書
要望箇所の周辺地図及び現場写真
自治会の総会又は役員会で承認されたことを証する書類 など

2 申請に係る注意事項

防犯灯の新規設置・移設・撤去は、各年度の予算状況及び「流山市防犯灯設置等要綱」に基づき決定するため、要望書を提出いただいても、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。

流山市防犯カメラ設置費補助金

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

地域の防犯活動の一環として防犯カメラを設置する自治会に対し、補助金を交付しています。

1 交付要件

補助金の交付を受けることができる団体は、市内に防犯カメラを設置する自治会であり、次に掲げる要件を満たしているものに限りです。

- (1) 設置について、自治会の総会又は役員会で承認されていること
- (2) 設置する場所の所有者等（以下「所有者等」という。）の同意又は許可を得ていること
- (3) 設置について、警察との協議をしていること
- (4) 設置について、他の法令等により、国、県又は市から補助金の交付を受けていないこと

2 補助対象経費

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を示す表示板等の購入費
（ 表示板の設置は補助金交付の必須条件なので、必ず予算計上してください）

3 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額の2分の1の額とし、1台につき30万円を限度とします。

4 申請時期等

自治会宛てに6月頃、次年度の補助金交付申請の意向調査をします。交付申請の希望があった自治会に対し翌4月頃に申請書を送付しますので、期限までに提出をお願いします。

5 よくあるお問い合わせ

Q：設置費用を含め防犯カメラ1台あたり費用はいくらになりますか。

A：設置する防犯カメラによりますが、1台あたり約20～40万円です。

Q：ごみ捨て場等を監視する目的で防犯カメラを設置することは可能ですか。

A：犯罪の予防を目的として公道や不特定多数の人が往来する公共の場所を撮影するカメラであることから、監視を目的としたカメラは設置できません。

Q：防犯カメラの映像を見ることはできますか。

A：防犯カメラの映像を見ることはできません。防犯カメラの映像は警察から捜査協力の依頼があった場合に提供してください。

Q：ランニングコストは年間どのくらいかかりますか。

A：防犯カメラの電気代(約400円/月)と点検代(業者による)になります。

5 . 防災活動に関すること

自主防災組織補助金

問 防災危機管理課 04 - 7150 - 6312 Fax : 04 - 7158 - 6696

市では大規模な災害が発生した場合の被害を想定して、必要となる飲料水、食糧、防災資機材等の備蓄を進めておりますが、防災において極めて重要な役割を果たす「共助」を担う自治会やマンション管理組合単位で組織する自主防災組織の防災活動を支援するため、防災資機材の整備のほか、防災訓練、講演会、研修会の実施等に要する費用の一部に対し、補助金を交付します。

1 補助対象となる事業

下記の事業を補助対象としています。

補助対象事業	事業内容例	補助金額
(1) 自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入及び更新に要する費用	備蓄用の水・食糧、無線機、発電機、毛布、車いす、感震ブレーカーなどの購入や自主防災組織が管理する消火器の新設・更新等	費用の3分の1 ただし組織の世帯数(申請前年度10月1日時点)に応じ下記の上限額あり 100世帯以下・・・・・・・・・・ 5万円 (組織設立時7.5万円) 101世帯以上300世帯以下・・・・7.5万円 (組織設立時11.2万円) 301世帯以上600世帯以下・・・・10万円 (組織設立時15万円) 601世帯以上1,000世帯以下・12.5万円 (組織設立時18.7万円) 1,001世帯以上・・・・・・・・・・15万円 (組織設立時22.5万円)
(2) 防災訓練、自主防災組織が主催する講演会、防災活動に関する研修等に要する費用	炊き出し訓練用材料、訓練用消耗品、講師謝礼、会場借上料、広報費用、資料作成費用、防災士資格取得費用、研修場所への移動費用(バス借上料)施設入場料、講座参加費など	費用の3分の1 限度額は15万円
(3) その他防災活動として市長が特に必要と認める事業に要する費用	上記の事業内容に該当しないものなど	費用の3分の1 限度額は5万円

それぞれの補助金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とします。

6 . 環境保護・整備に関すること

リサイクル報償金

問 クリーンセンター 04 - 7157 - 7411 Fax : 04 - 7150 - 8070

リサイクル活動（自治会、子ども会、老人クラブ等の団体が中心となり資源物である古紙、ビン、缶等の回収日を定めて、各家庭の協力で一定の場所に集めて集団回収する方法）を行う団体に報償金をお支払いしています。

資源の再利用とごみの減量を促進することが主な目的ですが、この活動を通し地域コミュニティづくりも推進される効果が期待できます。

1 交付要件等

市長から流山市集団回収実施登録決定通知書を交付された自治会等の公共的団体。

2 報償金額

支給金額 = 8 円 / 再生資源物 1 kg

まちづくり相談員派遣事業

問都市計画課 04 - 7150 - 6087 Fax : 04 - 7158 - 9777

流山市内において行われる都市計画等に関するまちづくり活動に対し、まちづくり相談員を派遣し、その活動について助言等を行うことにより、市民の自主的なまちづくり活動の支援及び推進を図り、もって市民と行政の協働によるまちづくりが行われることを目的としています。

1 対象要件等

- 1 相談員を派遣する対象は、市民の自主的なまちづくり活動を行うまちづくり団体
 - (1) 自治会
 - (2) 地域のまちづくり活動を行う概ね10名以上の住民により組織された団体
 - (3) その他市長が特に認めた団体

- 2 相談員を派遣する対象活動
 - (1) 自治会を中心とした地域の地区計画、建築協定等、自主的なルールの検討を行う活動
 - (2) 開発事業周辺のまちづくりの検討を行う活動、ただし相談員の派遣は事業者の合意を必要とする。
 - (3) 景観計画に沿うまちづくりについて検討を行う活動
 - (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条の2に規定する都市計画の決定等の提案の検討を行う活動
 - (5) その他市長が決める地域のまちづくりに関する活動

2 支援等

まちづくり相談員の派遣に対する費用は無料。
派遣期間中の会場は、まちづくり団体が確保します。

7. 高齢者支援に関すること

住民主体型サービス補助金

問 介護支援課 04 - 7150 - 6531 Fax : 04 - 7159 - 5055

住民主体型サービスとは、高齢者のちょっとした困りごとを地域で支え、また、利用する方が可能な限り状態の維持や改善を目指し、自立した生活を送ることができるよう支援を行うサービスです。軽度の支援を必要とする高齢者（要支援者等）を対象に下記のサービスを実施する住民主体の団体に対し、補助金を交付します。

1 サービス内容

ちよい ^{こま} 困サービス	ちよい ^{かよ} 通サービス	ちよい ^{こま} 困サービス ^{プラス} +
ごみ出し、電球交換、布団干しなどの日常生活での困りごとの支援です。	軽体操、カフェ、〇〇教室等を実施する通いの場の立ち上げ、運営です。	送迎前後の付添支援です。薬の受け取りなどを支援する「ちよい困サービス」と一体的な支援となります。

2 申請できる団体

住民主体の団体で下記のすべてを満たすもの
市内に活動拠点がある
専従者が3人以上かつ市民
利用可能日が原則週1日以上

3 補助金額

準備金（初年度のみ）

1 拠点につき上限 150,000円 諸条件あり

運営費

ちよい^{こま}困サービス 最大 100,000円（年間）

ちよい^{かよ}通サービス 最大 150,000円（年間）

ちよい^{こま}困サービス^{プラス} + 25,000円（年間）

利用人数などによって変動あり

詳しくは、介護支援課までお問い合わせください。

自治会活動に活用できる事業の紹介

1. 自治会運営のサポート

市民活動災害補償保険制度

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

自治会、市民活動団体等が行う活動のうち「公益性のある活動」の際に起きた事故に対し、市が保険料を負担し、保険制度を設けています。同好会やサークルなど趣味の団体は対象外となります。

対象・・・総会、役員会、夏祭り、防犯パトロールなど

×対象外・・・スポーツ、飲酒時の活動、危険な活動、

地域清掃において、動力を使用した機器（草刈り機等）を
起因としたものなど

市民活動推進センター

問 市民活動推進センター 04 - 7150 - 4355
コミュニティ課 04 - 7150 - 6076

市民活動推進センターは、公益的な活動を行う市民活動団体の活性化を目的とした中間支援施設として、各種相談業務や会議室の貸出等、総合的な支援を行っています。

子育て世代や高齢者等の支援、防犯・防災事業等を行っている登録団体の紹介や、市民活動団体との連携については、市民活動推進センターまでお問い合わせください。

自治会活動に伴うごみの処理について

問 クリーンセンター ☎04 - 7157 - 7411 Fax : 04 - 7150 - 8070

(1) ごみ処理の方法について

自治会活動に伴うごみの分別等については、クリーンセンターにお気軽にご相談ください。

自治会活動に伴うごみの処理については以下のとおりです。(下線部は令和6年4月1日から変更となるところです。)

自治会活動に伴い発生するごみは、以下のとおり分別してください。(【 】内は必要があれば分別してください。)

- ・燃やすごみ
- ・燃やさないごみ【容器包装プラスチック、ペットボトル】
- ・粗大ごみ(可燃性)
- ・粗大ごみ(不燃性)
- ・剪定枝等

自治会活動に伴い排出される燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃性)は、産業廃棄物として処理(産業廃棄物処理許可業者に委託)してください。(クリーンセンターには搬入できません。)()

燃やすごみ、粗大ごみ(可燃性)、剪定枝等は、市の処理施設に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託してください。

ペットボトル、容器包装プラスチックは、1日各1袋(45相当)までの自己搬入に限り、クリーンセンターに搬入できます。

夏祭りなどのイベントでは、3Rを意識して工夫いただくことで、ごみの減量・資源化につながります。開催を計画している自治会は事前にご相談ください。

自治会活動に伴って発生するごみのうち、資源物については、各自治会がリサイクル団体として行う集団回収に出すことができます。

市からの貸与品の返却や処分等については、各担当課にお問い合わせください。

ごみ集積所に不適切に出されたごみや地域清掃で回収したごみを自己搬入する場合は、燃やさないごみや粗大ごみ(不燃性)についても、市の処理施設に搬入できます。なお、市による回収については、各担当課(ごみ集積所：クリーンセンター、地域清掃：環境政策課、公園や街路樹の落ち葉：みどりの課、その他：各施設管理所管課)にご相談ください。

(2) ごみ処理手数料の減免について

○市の処理施設に搬入可能なごみを自己搬入(1)する場合で、市条例・規則に基づく以下の申請手続きをしていただいた場合は、ごみ処理手数料(2)を減免します。

1 事前に事業者登録(概ね2年度毎の更新)が必要です。登録(更新)届出書は市から送付します。登録完了後に市から自己搬入カードを送付しますので、搬入時に持参・提示してください。

2 市の減免決定がない場合10kgまで毎に300円のごみ処理手数料がかかります。

減免の対象	自治会の活動に伴い生じたごみで、市の処理施設に搬入可能なごみを自己搬入する場合
減免の対象活動	構成員及びその世帯員の福祉の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的として行う自治会の活動
減免の割合	10割(免除)
申請ができる日	月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
搬入ができる日	月曜日から土曜日(年末年始を除く)
減免申請の手続	ごみの搬入予定日の前日正午まで(必着)に「一般廃棄物処理手数料減免申請書」及び添付書類として「自治会自己搬入届出書」をクリーンセンターに提出してください。 申請書の提出は、クリーンセンター(リサイクルプラザ・プラザ館)窓口のほか、郵送、FAX、電子メール等でも受け付けます。
	市で申請内容を審査した後、減免の可否について、搬入予定日の前日までに電話又はメールにて回答し、搬入時の諸注意をお伝えします。
減免決定後からごみ搬入まで	クリーンセンターへの搬入日当日は、リサイクルプラザ・プラザ館の事務所窓口(森のまちエコセンターに搬入の際は計量所窓口)に立ち寄り、自己搬入カードを提示してください。搬入物の確認後、「一般廃棄物処理手数料減免決定通知書」の交付を受けてから搬入してください。

2 . 自治会活動への講師派遣に関すること

消費者啓発講座

問消費生活センター 04 - 7158 - 0999

自治会活動に、消費者トラブルを未然に防ぐための消費者啓発講座をご利用ください。市内で多い相談事例をもとに、悪質商法、詐欺被害、クーリング・オフ制度、インターネット通信販売トラブルなどについて、専門の資格を持った消費生活相談員が説明します。1回あたり1～1時間半程度の講座で費用は無料です。

詳細については消費生活センターへお問い合わせください。

災害に強いまちを目指して！出前講座

問防災危機管理課 04 - 7150 - 6312 Fax : 04 - 7158 - 6696

自治会などを対象に、自然と災害などの特性や地域防災計画の概要、特に災害予防や災害応急対策などについて出前講座を実施しています。

費用は無料で、時間は1回あたり45分から90分程度です。その他、詳細は、防災危機管理課までお問い合わせください。

なお、日程の調整については、概ね1か月前までにお願いします。場合によっては、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ITによる市民サービス出前講座

問情報政策・改革改善課 04 - 7150 - 6078 Fax : 04 - 7150 - 0111

自治会などを対象に、パソコンやスマートフォンなどを利用した市の電子申請や操作手順などについて説明します。

費用は無料で、時間は1回あたり1時間程度です。その他、詳細は、情報政策・改革改善課までお問い合わせください。

なお、日程の調整については、概ね1か月前までにお願いします。場合によっては、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

介護予防関連事業について

問 高齢者支援課 04 - 7150 - 6080 Fax : 04 - 7159 - 5055

地域介護予防活動支援事業

・ 65歳以上のグループに講師を派遣します！

『ながいき100歳体操』に取り組みませんか？

筋力低下により家にひきこもりがちになると、寝たきりや、うつ病、認知症などのリスクが高まります。ながいき100歳体操を行って介護予防に取り組みませんか。

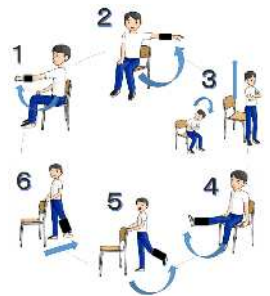


ながいき100歳体操
ホームページ

【「ながいき100歳体操」とは？】

10段階に調整可能なおもりを手首や足首に巻き、童謡を歌いながらゆっくりと動かします。

- ◇ 座る、立つ、などの生活に役立つ筋肉を鍛え、介護が必要な状態におちいることを防ぎます！
- ◇ 童謡を歌いながら体操をすることで、認知症の予防、姿勢の改善、嚥下機能の低下や、心肺機能の低下の予防にも効果が期待できます！



グループでの取り組みを応援します！

< 応援1 >

物品の貸与

- おもりの貸出
- 歌詞カード
- 童謡のCD
- 記録ファイル



< 応援2 >

体力測定会・ 一定期間の講師 の派遣

- ながいき
応援団派遣
- 栄養講座
- 歯科講座
- 運動講座

< グループの条件 >

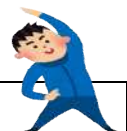
- 市内在住の65歳以上
- 3人以上の活動グループ
- 週に1回以上の活動
- 安全に活動できる場の確保
(自治会館、ふれあいの家、個人宅)



一緒にやり
ませんか。

ながいき応援団とは？ 介護度重度化防止推進員養成研修を修了し、流山市内で、介護予防の取り組みを推進する活動をしている方々です。

・その他の介護予防に関する講師を派遣しています。



テーマ	担当講師	備考
転倒・骨折予防	リハビリテーション専門職	一定の期間の派遣ではなく、単発の派遣となります。 (年度に1回程度の派遣)
口腔機能の維持向上	歯科衛生士	
栄養改善	管理栄養士、栄養士	
音楽療法	音楽療法に関する指導を行う者	

流山みんなのフレイル予防教室

自治会などの65歳以上の方が含まれる集いの場で、専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士)がフレイル予防に関する健康教育、個別相談を行います。時間、場所、人数等ご相談に応じますので、お気軽にご相談ください。



流山みんなの
フレイル予防教室
ホームページ

フレイルとは・・・高齢期の心身の機能が低下し、健康と要介護状態の中間の段階を指す言葉です。筋力が低下して歩くのが遅くなったり、疲れやすくなったり閉じこもりがちになるなど、心身の機能が衰えた状態をいいます。



保健師

- ・高血圧について
- ・感染症対策
- ・心の健康 など

歯科衛生士

- ・オーラルフレイルとは
- ・誤嚥性肺炎の予防
- ・口腔体操 など



管理栄養士

- ・フレイル予防の食事
- ・減塩食
- ・簡単なレシピ紹介 など

作業療法士

- ・転倒予防の話と運動
- ・自宅でできる筋トレ
- ・身体が楽な座り方・立ち方 など



詳細は高齢者支援課へお問い合わせください。

認知症サポーター養成講座

問介護支援課 04 - 7150 - 6531 Fax : 04 - 7159 - 5055

～ 認知症について学んで地域で支えませんか～

「認知症サポーター」とは認知症について正しく理解し、認知症の方やそのご家族を温かく見守り支援していく応援者のことです。

認知症サポーターは、何か特別なことをやる人ではありません。自分のできる範囲で認知症や家族の気持ちを理解するよう努めることもサポーターにできる支援のひとつです。

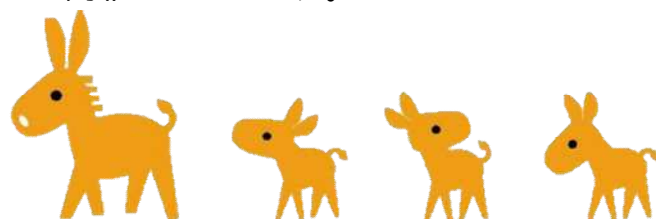
5人程度集まれば、こちらから出向いて開催いたします。

お住いの地域の高齢者なんでも
相談室にご連絡ください。

所要時間 1時間30分程度

費用 無料

高齢者なんでも相談室の連絡先はP48をご参照ください。



高齢者見守り声かけ体験会

問介護支援課 04 - 7150 - 6531 Fax : 04 - 7159 - 5055

認知症等により行方不明となる方は年々増加しており、ここ数年は全国で毎年1万5千人を超えています。

流山市では、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを考えていくきっかけとして、高齢者見守り声かけ体験会をご提案しています。認知症に関するミニ講座や声かけ演習等を通じて、地域で見守りの目を育てていくきっかけにしてみたいかがでしょうか。

認知症の方やご家族と、医療や介護サービス、地域との橋渡し役となる流山市認知症地域支援推進員が体験会開催をお手伝いします。

認知症サポーター養成講座を既に受講された方へのステップアップを目指す内容としても効果的です。

所要時間 1時間から
費用 無料
人数 5～20人程度



声かけ体験演習については、方法、場所等について打ち合わせを行います。開催準備のため、日程調整については概ね3か月前までをお願いします。場合によっては、ご希望に沿えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

【体験会 内容の一例】

1. 認知症の方への声のかけ方や接し方に関するミニ講座
2. 屋外にて声かけの体験演習実施（屋内でも実施可）
3. 演習終了後、参加者による意見交換



屋外での声かけ体験の様子

おうち療養情報講座

～ 住み慣れた地域で暮らし続けるために～



問介護支援課 04 - 7150 - 6531 Fax : 04 - 7159 - 5055

皆様は医療や介護が必要となった時、どこで過ごしたいですか？人生の最期をどこで迎えたいですか？

人生の最期がいつ来るのかは誰にもわかりません。そのために元気なうちから人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）について考えてみませんか？

自宅での生活を続けたいと思ったときにどのような医療や介護サービスが受けられるのか、どこに相談すればよいか、わかりやすくお伝えします。

所要時間 1時間30分程度

費用 無料

もしものための話し合い（＝もしバナ）のきっかけを作る「もしバナゲーム」の体験も可能です。

日程の調整については、概ね1か月前までをお願いします。

アドバンス・ケア・プランニングとは：ご自身が尊重されるようなケアが受けられるように、自身の考えを近い方や医療・介護チームと話し、共有する過程のこと

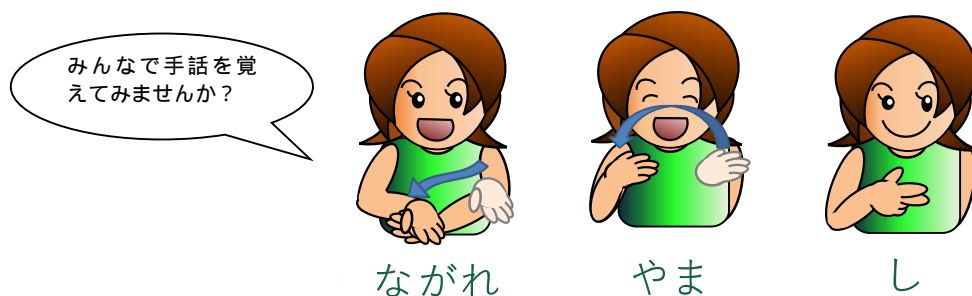
手話出前講座

問 障害者支援課 04 - 7150 - 6081 Fax : 04 - 7158-2727

学校や自治会などで手話を体験してみませんか？
手話の講師が会場まで伺います。

市職員、手話通訳者、手話関係団体の方々が皆さまの元に出向いて、流山市手話言語条例に関する説明を行うとともに、実際に手話の実技等を体験いただくものです。

手話は日本語と同様に言語であることについて理解いただき、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる流山市を作っていくことを目的としています。



- 利用できる方 市内在住・在勤・在学の10名以上で構成された団体等
- 開催日時 原則として、平日の午前10時から午後4時までの間で開催
(一回の開催時間は概ね1時間30分を限度)
- 開催場所 市内の公共施設またはそれに準ずる施設
会場の確保や設営などは、受講団体にてご用意願います。
- 講座の内容 原則として次の2部制とします。
第1部：市職員による流山市手話言語条例の説明等
第2部：手話関係団体の方々による手話の実技等を体験
要望等がありましたら、申込時にお申し出ください。
- 費用 無料
ただし、会場利用料や備品使用料等は、受講団体が負担

申込を希望する場合は、**講座を希望する日の30日前までに**障害者支援課までお申し込みください。申込用紙は、障害者支援課窓口で配布または市ホームページからダウンロードすることができます。

市ホームページ



交通安全教室

問 道路管理課 04 - 7150-6093 Fax : 04 - 7150 - 2862

対象者：自治会、幼稚園、保育園、老人クラブ及び小中学校等の団体
個人の集まり（グループ、サークル等）のお申し込みは要事前相談。

実施日：ご依頼に応じて随時開催


指導内容：実技（正しい歩行、正しい自転車の乗り方 など）

- ・ 模擬信号機や横断歩道を使って学びます。
- ・ 室内でも実施可能です。

座学（講話、映画鑑賞、紙芝居 など）

お申込みから開催までの流れ

インターネットからお申込みが可能です。

ご予約	<p>インターネットからお申込みが可能です。 市ホームページのトップページを開く。 「交通ルールを学びましょう ~交通安全教室~」のページを開く。</p> <p>ページの検索方法 方法1：サイト内検索で、『交通安全教室』と入力し、検索。 方法2：広報ID検索で、1018702と入力し、検索。</p> <p>「交通安全教室を申し込む(外部リンク)」を選択。 「利用者登録せずに申し込む」を選択。 利用規約を確認の上「同意する」を選択。 メールアドレスを入力し、完了を選択。 すぐにURLを付したメールが返信されるので、 そこから申し込みフォームに移動。 必要事項を入力し、お申し込み。</p> <div data-bbox="1145 1115 1347 1368"><p>交通安全教室 二次元コードからも 参照できます</p></div>
日程調整	<p>お申込み頂いた候補日の中から、講師の日程を調整します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開催日が決まりましたら、メールにてご連絡します。 (日程調整がつかない時は、開催日時の変更をお願いすることがあります)
内容確認	<p>事前に担当講師より、講習の内容について確認の連絡が入ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 参加者の年齢や、講習のご希望などをお伝えください。

* インターネットからのお申込みが難しい場合は、市役所までお問い合わせ下さい。

ご留意事項




- ・ 開催場所は、団体でご用意ください。
- ・ 開催当日、参加者の誘導や案内等は団体でお願いします。
- ・ 会場によっては、ご希望の内容の実施が難しい場合があります。


市民活動団体による自治会サポートメニュー


問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954


自治会活動のサポートができる市民活動団体をご紹介します。実際に連携事業を実施する場合は、相互に活動内容や条件等を確認し合ってください。

なお、有料となる場合がありますので、料金等についても事前にご確認ください。

団体名		Code for Nagareyama		
サポートメニュー		ICT・デジタル利活用アドバイス ...自治会活動や市民活動において、ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) やデジタル技術をうまく使うための方法や、具体的なツールの使い方について、オンラインまたは対面でアドバイスを行います。		
費用		1時間の相談受付 自治会向け 2,000 円 / 個人向け 3,000 円 対面開催の場合は + 1,000 円		
問い合わせ先	名前	土屋 俊博		
	Mail	codefornagareyama@gmail.com		
ホームページ またはSNS		 Web サイト	 Facebook	 X(旧 twitter)



団体名		3 B体操 流山		
サポートメニュー		生涯を通じて、心身ともに健康な日常生活が送れるように年齢性別に関係なく、誰にでも楽しんでいただける健康体操です。 音楽に合わせて、3つの用具(ボール、ベル、ベルター)を使い、より健康に、より幸せに。		
費用		入会金 1000 円 例) 月 4 回 3000 円		
問い合わせ先	名前	松本 未央		
	電話	080-1142-9640		
	Mail	mio30matsu@gmail.com		
ホームページ またはSNS		 紹介ページ		


団体名	NPO法人おおたかスポーツコミュニティ流山	
サポートメニュー	スポーツ、健康体操の指導者派遣 軽スポーツの講習、イベント運営協力	
費用	指導者派遣 ¥4,000 / 人	
問い合わせ先	名前	クラブマネージャー 小林
	電話	04-7150-7474 (流山市生涯学習センター内)
	Mail	ootaka.sports@gmail.com
ホームページ またはSNS	 ホームページ	


団体名	NPO 法人 Rise up 女性サポート実行委員会	
サポートメニュー	乳幼児のいる方でも気兼ねなく参加でき、地域交流や世代間交流の場として使える講座を開催しています。 例：脂肪燃焼エクササイズ、オリジナルピラティス 骨盤矯正ストレッチなど	
費用	1 講座 7,000 円 ~	
問い合わせ先	名前	山中 有紀
	電話	04-7103-8249
	Mail	riseup.kunoichi@goo.jp
ホームページ またはSNS	 ホームページ	


団体名		親子サロン BLOOM
サポートメニュー		乳幼児（2歳以下）の親子の集い・遊び
費用		事前にご相談ください。（1人1,000円～目安）
問い合わせ先	名前	太田 美樹
	電話	080-6561-1516
	Mail	miki1215@hotmail.com
ホームページ またはSNS		 Instagram


団体名		流山子育てプロジェクト	
サポートメニュー		防災講座:防災寺子屋 sole!(そ~れ) 高齢者や乳幼児世帯向けに分かりやすく楽しい防災講座を開催します。	
費用		1万円～(人数、内容等につきお問い合わせください)	
問い合わせ先	名前	青木 八重子	
	電話	090-3577-4654	
	Mail	nkp.nagareyama@gmail.com	
ホームページ またはSNS		 ブログ	 Instagram


団体名	Enjoy Life Care	
サポートメニュー	若い世代からの終活 “終”「人生のフィナーレの準備」と“活”「生きがいづくり」の2つのカテゴリーに沿って楽しいイベントを行います。人生の脚本がハッピーエンドを迎えられるように「Enjoy Life Note エンディングノート」を作りましょう。	
費用	500円/人	
問い合わせ先	名前	太田 有希・大谷 美沙
	Mail	enjoylifecare2022@gmail.com
ホームページ またはSNS	 ホームページ	 Instagram

団体名	流山高齢者安心ネット	
サポートメニュー	「高齢者の不安を安心に！」をスローガンに、行政書士、司法書士、弁護士、医師等専門家と連携して、老人会、自治会を中心に遺産相続・成年後見制度セミナーを開いています。また、認知症対策として、脳健康度検査を提供しています。	
費用	参加者 一人300円	
問い合わせ先	名前	楠山 栄子
	電話	080-7008-7078
	Mail	ekusuyama@gmail.com
ホームページ またはSNS	 紹介ページ	



団体名	認定 NPO 法人 東葛市民後見人の会	
サポートメニュー	高齢や障害のため判断能力が低下した場合でも、安心して暮らせるための権利保護をする後見人制度についての学習会を実施します。	
費用	1 講座 5,000 円	
問い合わせ先	名前	越智 邦子
	電話	04-7156-1773
	Mail	nagareyama@t-shimin-kouken.org
ホームページ または SNS	 ホームページ	



団体名	介護・認知症の家族と歩む会・流山	
サポートメニュー	相談会・交流会 ・間違っていないか？認知症の知識・情報 ・ひとりで悩まないでください	
費用	参加費 500 円 開催日はお問い合わせください	
問い合わせ先	名前	認知症ケア専門士 北川 邦彦
	電話	090-5509-5398
	Mail	ao31212@s6.dion.ne.jp
ホームページ または SNS	 Facebook	

団体名		温暖化防止ながれやま
サポートメニュー		座学、体験などで「地球温暖化」について学びます。 例：地球温暖化についての講座、家庭の省エネ診断など
費用		お問い合わせください。
問い合わせ先	名前	吉永 泰祐
	電話	04-7158-1077
	Mail	info@obn-na.org
ホームページ またはSNS		 ホームページ

団体名		sofny (ソフニー)
サポートメニュー		生ごみ処理機「キエーロ」を製作・導入しています。災害対策(災害時はごみ回収が停止する恐れがあるため)、環境活動啓蒙として、自治会館への導入を是非ご検討ください。3基以上の導入で出張ワークショップも可能です。キエーロは生ごみを分解しても土は増えない、臭いや虫は発生しない、電気代もかからずランニングコストがゼロの魔法のような生ごみ処理機です。デザインがきれいなおしゃれなキエーロもオーダーメイドで製作しています。
費用		3,500円～
問い合わせ先	名前	阪本 政幸
	電話	080-2393-3637
	Mail	sofny.2021@gmail.com
ホームページ またはSNS 2 3		 SOFNY_2021

団体名	Flower Dance	
サポートメニュー	規格外の花を使ったワークショップ。 生け花、フラワーアレンジメント、ドライフラワーを活用した作品づくり（キャンドルなど）	
費用	企画によるため要相談	
問い合わせ先	名前	原 麻衣
	電話	090-5527-5975
	Mail	flowerdance.nagareyama@gmail.com
ホームページ またはSNS		

団体名	トランプサイズの油絵の会	
サポートメニュー	和菓子の箱を再利用し、15分ほどで仕上がる油絵を描きます。 例：1日体験油絵教室、クレパスとテープで抽象画を書こう！など 予約制 先着10名	
費用	1,000円/人	
問い合わせ先	名前	金井 直美
	電話	080-3090-7033
ホームページ またはSNS	 ホームページ	 Facebook

団体名	NPO 法人流山市国際交流協会	
サポートメニュー	自治会内の外国人に対して地域住民との共生を目的とした講演会や、在住の外国人を対象に同行して困りごとの解決を実施します。 例：外国人共生支援（自治会対象）、外国人生活サポート（個人対象）など	
費用	年会費： 団体会員 10,000 円/個人会員 2,000 円/家族 1,000 円	
問い合わせ先	名前	中橋 義尚
	電話	090-6798-8724
	Mail	nifa-support@bz04.plala.or.jp
ホームページ またはSNS	 ホームページ	 メール

3 . ごみ集積所・清掃に関すること

ごみ集積所の新設・変更・廃止申請

問 クリーンセンター 04 - 7157 - 7411 Fax : 04 - 7150 - 8070

クリーンセンターで協議した後、ごみ集積場所収集申請書に必要事項を記載し、クリーンセンター窓口に提出します。その際、申請書には、設置位置等について今後トラブルのないよう地域で了承したことを確認するため、自治会長の確認印が必要です。

【申請者の要件】

- 1 自治会の代表者又は役員
- 2 ごみ集積所利用者の代表者
- 3 集合住宅の所有者又は管理会社
- 4 宅地開発の事業者
- 5 建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けようとする者

設置後の注意点

カラス除け対策で使用されている折りたたみ式ごみボックスについては、ごみ収集時以外は折りたたむなど、交通の支障とならないよう適正に管理をお願いします。

公園の清掃業務委託について

問 みどりの課 04 - 7150 - 6092 Fax : 04 - 7158 - 9777

各自治会内の公園の草刈りや清掃を年間を通して実施していただける自治会を募集しています。受託された場合は、面積に応じて委託料をお支払いします。受託を希望される場合は、あらかじめ市にご相談ください。

側溝等清掃について

問 道路管理課 04 - 7150-6093 Fax : 04 - 7150 - 2862

側溝の清掃に蓋上げ機が必要な場合は市で貸出しておりますので、道路管理課までご連絡の上、予約をお取りください。

なお、側溝の清掃で発生した汚泥は、市が回収します。

蓋上げ機等問い合わせ = 道路管理センター : 04 - 7170 - 0059

4 . 高齢者施策に関すること

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）

問 高齢者支援課 04 - 7150 - 6080 Fax : 04 - 7159 - 5055

高齢者なんでも相談室では、保健師等、社会福祉士及び主任ケアマネジャーが連携して、地域で暮らす高齢の方々を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援します。「どこに相談したらいいかわからない」といったお悩みも、まずはお相談ください。内容に応じて、適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。

	相談室の名称等	学校区・住所
北部	北部高齢者なんでも相談室 場所：江戸川台東 2 丁目 19 番地 旧江戸川台出張所 T E L : 04-7155-5366 F A X : 04-7154-3207	東深井小学校区・江戸川台小学校区 東深井の一部 / 江戸川台東 1~4 丁目 / 江戸川台西 1~4 丁目 / こうのす台
	北部西高齢者なんでも相談室 場所：中野久木 421 番地 特別養護老人ホーム花のいろ内 T E L : 04-7197-1378 F A X : 04-7197-1615	西深井小学校区・新川小学校区 深井新田 / 平方村新田 / 西深井 / 平方 / 東深井の一部 / 美原 1~4 丁目 / 北 / 富士見台 / 富士見台 1~2 丁目 / 小屋 / 中野久木 / 南 / 西初石 1 丁目 (73 番地を除く) / 上新宿新田 35 番地 ~ 98 番地
中部	中部高齢者なんでも相談室 場所：下花輪 409 番地の 6 東葛病院付属診療所内 T E L : 04-7150-2953 F A X : 04-7158-8419	常盤松中学校区・西初石中学校区・おおぐろの森中学校区・おおたかの森中学校区の一部 東初石 1~4 丁目 / 青田 / 駒木 / 駒木台 / 美田 / 若葉台 / 桐ヶ谷 / 谷 / 下花輪 / 上貝塚 / 大畔 / 上新宿 / 上新宿新田 27~34 番地 / 西初石 1 丁目 73 番地 / 西初石 2~5 丁目 / おおたかの森北一~三丁目 / おおたかの森南一~三丁目 / おおたかの森東一~四丁目 / おおたかの森西一~四丁目
東部	東部高齢者なんでも相談室 場所：野々下 2 丁目 488 番地の 5 特別養護老人ホームあざみ苑内 T E L : 04-7148-5665 F A X : 04-7141-2280	東部中学校区・八木中学校区・おおたかの森中学校区の一部 西松ヶ丘 1 丁目 / 松ヶ丘 1~6 丁目 / 向小金 1~4 丁目 / 前ヶ崎 / 名都借 / 宮園 1~3 丁目 / 思井 / 思井一丁目 / 中 / 芝崎 / 古間木 / 前平井 / 後平井 / 野々下 1~6 丁目 / 長崎 1~2 丁目
南部	南部高齢者なんでも相談室 場所：平和台 2 丁目 1 番地の 2 流山市ケアセンター 2 階 T E L : 04-7159-9981 F A X : 04-7178-8555	南部中学校区・南流山中学校区・おおたかの森中学校区の一部 大字三輪野山 / 三輪野山一~五丁目 / 大字流山 / 流山 1~9 丁目 / 大字加 / 加一~六丁目 / 市野谷 / 平和台 1~5 丁目 / 大字木 / 木一~三丁目 / 南流山 1~10 丁目 / 大字鱈ヶ崎 / 鱈ヶ崎一~二丁目 / 鱈ヶ崎 / 大字西平井 / 西平井一~三丁目

令和 5 年 1 2 月時点の字名及び学校区

< 開設時間 > 平日 8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 (土曜は 1 2 時まで)

高齢者ふれあいの家支援

問 高齢者支援課 04 - 7150 - 6080 Fax : 04 - 7159 - 5055

家に閉じこもりがちな地域の高齢者が自由に集まり、交流を行う施設として高齢者ふれあいの家を開設している団体または個人に対し、下記の支援を行います。

開設に興味のある方は高齢者支援課までお問い合わせください。

1 高齢者ふれあいの家の主な活動例

サロン（茶話会）、健康体操、手芸、カラオケ、囲碁・将棋、教養講座、健康麻雀等

2 高齢者ふれあいの家の条件

住民主体の団体で下記のすべてを満たすもの

1日2時間以上、週1日以上開催していること

利用する高齢者の人数が1回あたり5人以上であること

活動内容が営業行為は認められない

3 支援の内容

開設準備金

開設時に準備金として1施設につき200,000円を限度に支給する。

諸条件あり

開催に応じた支援費

開催の実績に応じた支援費を次の表を限度額として年2回支給する。

利用人数 (月平均)	~100人	101人~ 300人	301人~ 500人	501人~
実施回数				
月19回以上	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円
月11回~18回	50,000円	55,000円	60,000円	65,000円
月6回~10回	38,000円	40,000円	43,000円	45,000円
月5回まで	20,000円	22,000円	23,000円	25,000円

利用人数などによって変動あり

家賃補助

利用施設等において賃貸借が発生している場合は、月額2万円を限度として支給する。

高齢者等市内移動支援バス事業

問 高齢者支援課 04 - 7150 - 6080 Fax : 04 - 7159 - 5055

市では、市内の病院にご協力をいただき、高齢者の方が無料で病院の送迎バスに乗車出来る、高齢者等市内移動支援バス事業を行っています。

利用できる方

- (1) 本市内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている方
- (2) 満 6 5 歳以上である方
- (3) 送迎バスに一人で乗降できる方 (ドアの開閉も含む)

申し込み方法

- (1) 利用申込書に必要事項を記載し、健康福祉部高齢者支援課窓口等に提出の上、パスカードの交付を受けてください。
- (2) 利用申込書配布場所
健康福祉部高齢者支援課
流山市各出張所 (江戸川台駅前、東部、南流山、おおたかの森窓口センター)
- (3) 提出 (取次ぎ) 先
健康福祉部高齢者支援課 (窓口又は郵送) 又は市内各出張所

利用開始日及び利用期限

- (1) 利用開始日は、パスカードの交付日からです。
- (2) 利用期限は、パスカードの有効期限とし、事業終了の日までです。
- (3) 月曜日から金曜日の間で、おおむね午前 9 時から午後 5 時までの利用となります。

5 . 機器の貸出し

省エネ啓発機器貸出し

問環境政策課 04 - 7150 - 6083 Fax : 04 - 7158 - 9777

ご家庭などの省エネの取組を応援する省エネ啓発機器を貸出しています。
家電製品の電気使用量や二酸化炭素排出量などがわかる機器です。
ぜひこの機会に、省エネ行動に役立つ省エネ啓発機器をお試してください。

貸出機器 ワットアワーメーター5台、エコワット9台
貸出対象 市内に居住する方
貸出期間 10日間
その他 環境家計簿と簡単なアンケートに
ご協力をお願いします。



野外活動用備品の貸出し

問流山市生涯学習センター 04 - 7150-7474

キャンプ、バーベキュー、お祭りなど野外活動向けの大型調理器具の貸出を行っています。

貸出備品
大鍋、かまど、五徳、鉄板、へら、やかん、しゃもじ、ひしゃくなど
(詳細はホームページを確認してください)

申し込み
生涯学習センターの窓口にて申し込み。使用希望日3か月前の1日から予約可能です。事前に空き状況を電話にてご確認ください。

貸出場所
生涯学習センター(流山エルズ)流山市中110
ホームページ

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1001505/1001506/1001603.html>
もしくは右記二次元コードにてアクセスしてください



視聴覚教材・機材の貸出し (視聴覚ライブラリー)

問文化芸術・生涯学習課

04 - 7150 - 6106 Fax : 04 - 7150 - 6521

子ども会や生涯学習活動の支援のため、DVDソフトやプロジェクターなどの貸出しをしています。

貸出備品

DVDソフトなどの視聴覚教材、スクリーン、プロジェクター、マイク付きアンプなど（詳細はホームページを確認してください）

申し込み

文化芸術・生涯学習課の窓口又は電子申請で申し込み。使用希望日3か月前の1日から予約可能です。事前に空き状況を電話にてご確認ください。

貸出期間

3日以内 貸出及び返却は平日の9時から17時の間

ホームページ

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1001505/1001506/1001601.html>

もしくは右記二次元コードにてアクセスしてください



令和6年4月1日から「生涯学習課」は「文化芸術・生涯学習課」へ課名変更となります。

自治会に関連する事業・団体等の紹介

1. 自治会から推薦される委員について

環境美化推進員

問環境政策課 04 - 7150 - 6083 Fax : 04 - 7158 - 9777

地域の環境美化のリーダーとして、春秋ごみゼロ運動に関する広報活動や地域内の美化推進に関する指導、不法投棄防止・監視、空地の雑草等の地権者の管理不良についての連絡通報など、年間を通してお願いしています。

廃棄物減量等推進員

問クリーンセンター 04 - 7157 - 7411 Fax : 04 - 7150 - 8070

一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、地域等における活動の中心的な役割をお願いしています。

社会福祉協議会協力員・地区社会福祉協議会員

問社会福祉法人流山市社会福祉協議会

04 - 7159 - 4735

(1) 社会福祉協議会協力員

社会福祉協議会協力員は、自治会の善意によりまして、社会福祉協議会の会費と赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の自治会内での取りまとめ等をお願いしています。

なお、社会福祉協議会の取り組みについてご理解を深めていただくための協力員会議を開催しています。

(2) 地区社会福祉協議会員

地区社会福祉協議会は、市内の小学校区ごとに組織され、ご高齢の方の見守り活動や子育てサロンなど地域の福祉活動を推進している団体です。

その団体の構成員の推薦を、各自治会へお願いしています。

(その他の構成員：民生委員・児童委員や福祉に関心のあるボランティアなどです。)

民生委員・児童委員

問社会福祉課

04 - 7150 - 6079 Fax : 04 - 7158 - 2727

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に地域住民の立場に立って、身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

広く社会の実情に通じ、地域の実情を把握している方で、社会福祉に熱意のある方が地域から推薦され活動します。任期は3年間で厚生労働大臣からの委嘱を受け社会福祉の増進に努めています。

現在各民生委員・児童委員協議会地区会長より、候補者の推薦を行っておりますが、引き続き自治会の皆様にもご協力いただいております。

2. 自治会の協力により実施する事業等について

市総合防災訓練

問防災危機管理課 04 - 7150 - 6312 Fax : 04 - 7158 - 6696

発災初期の自助・共助を主体とし、「自分の命は自らが守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」といった地域防災力の向上を目指して、防災関係機関等と連携した災害対応訓練を実施します。

○開催予定日 令和6年10月20日

○開催予定場所 東小学校

(変更の可能性あり)

(参考) 令和5年度防災訓練ポスター



リサイクル活動

問 クリーンセンター 04 - 7157 - 7411 Fax : 04 - 7150 - 8070

自治会等がリサイクル団体として市に登録し、流山市再生資源物収集運搬業者と回収日を決めて資源物（新聞・雑誌・段ボール・ビン・缶・金属類及び布類）を収集します。また、回収量に応じて市から報償金を支給しますので、地域のごみ減量や環境美化などの活動に活用することができます。

なお、リサイクル活動は、地域の自発的な活動であり、効果的なごみ減量・資源化を促進するとともに地域のコミュニティづくりにも役立ちますのでご協力をお願いします。

春秋ごみゼロ運動

問 環境政策課 04 - 7150 - 6083 Fax : 04 - 7158 - 9777

道路上に散乱するごみの一斉清掃を、自治会等ごとに環境美化推進員の指導のもと、実施しています。基準日は下記のとおりですが、基準日以外での実施（一日清掃）も可能です。ごみの収集にあたっては、実施計画書と集積場所の地図を添付の上、基準日の2週間前までに市へ提出してください。

春 令和6年 5月26日（日）

秋 令和6年11月 3日（日）

一日清掃

問 環境政策課 04 - 7150 - 6083 Fax : 04 - 7158 - 9777

春秋ごみゼロ運動基準日以外の日、道路上に散乱するごみを自治会等で清掃されたごみについては、市が回収します。ごみの収集にあたっては、実施計画書に実施日等を記入し、集積場所の地図を添付の上、実施日の2週間前までに市へ提出してください。

地域支え合い活動推進事業

問 福祉政策課

04 - 7196 - 6605 Fax : 04 - 7159 - 5055

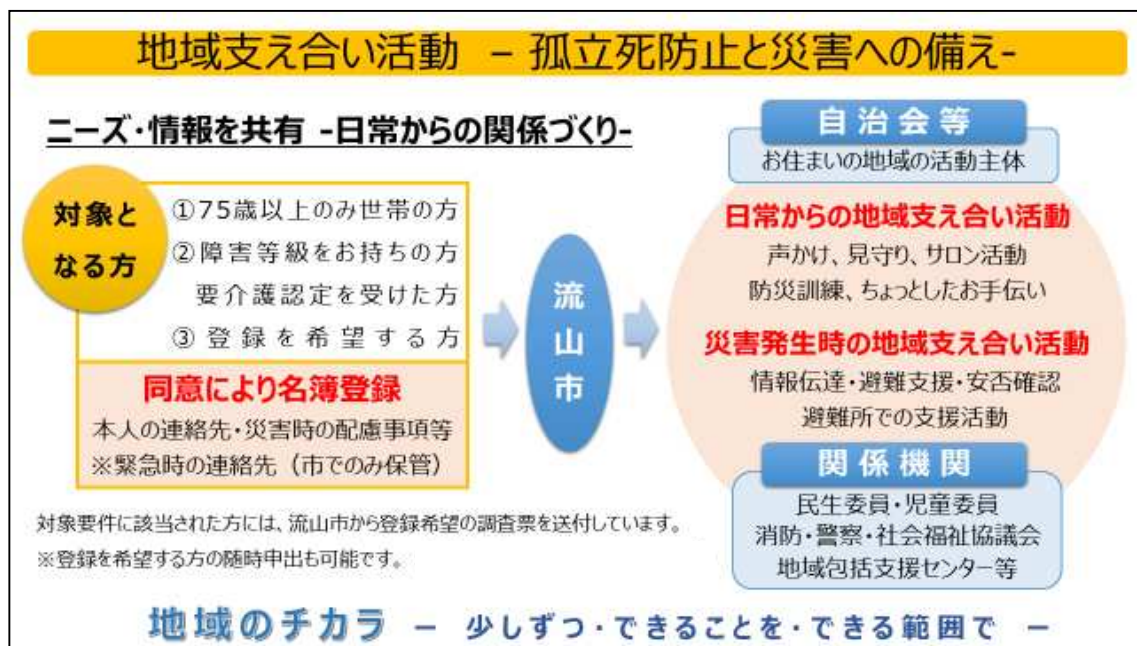
孤立死防止や災害への備えとして、自治会、民生委員、高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)等と連携を図りながら、地域支え合い活動(日常的な見守り活動や災害時の支援)を推進しています。

自治会等への支援内容

- ・ 支え合い活動対象者名簿(災害時等に配慮が必要な要支援者)の提供
- ・ 活動事例の紹介、出前講座等を活用した普及啓発
- ・ 支え合い活動対象者名簿掲載人数に応じた支え合い活動報償費の支給

個人情報取り扱いについて

要支援者の情報は非常に大切な個人情報です。名簿の管理については、適切な取り扱いをお願いします。詳しくは、協定締結自治会等にお配りしている「地域支え合い活動の手引き」を参照してください。



○個別避難計画の作成(新規事業:令和6年度より取組予定)

災害時等に配慮が必要な要支援者について、避難先への避難の支援を行う避難支援等実施者や避難経路などを記載した個別避難計画を作成します。避難の支援や個別避難計画の作成に当たる支援などの、地域における共助の取組みが必要となりますので、作成について、要支援者から相談等あった場合は、可能な範囲でご協力をお願いします。

令和6年4月1日から「社会福祉課健康福祉政策室」は「福祉政策課」へ課名変更となります。

赤十字活動資金募集活動

問 社会福祉課 04 - 7150 - 6079 Fax : 04 - 7158 - 2727

日本赤十字社は、“人の命と健康、尊厳を守る”ことを使命に、人道的活動を行う民間団体であり、その活動資金は、寄付金等によって賄われております。

活動資金は、国内海外における災害救護活動、医療活動、看護師等の教育、献血活動、救急法等の講習、青少年の健全育成などに使われています。

赤十字運動月間(活動資金募集活動)：5月1日～6月30日

共同募金運動

問 千葉県共同募金会流山市支会(社会福祉法人流山市社会福祉協議会内)
04 - 7159 - 4735 Fax : 04 - 7159 - 4736

共同募金運動は、募金活動を通じて社会福祉に対する理解と関心を高め、たすけあいの心を育むことと、地域福祉の推進を目的として、各都道府県共同募金会が実施主体となって進められています。

赤い羽根共同募金は、民間社会福祉施設や地域福祉活動の充実、災害時の被災地支援などに使われています。

歳末たすけあい募金は、新たな年を迎える時期に支援を必要としている人たちが安心して暮らすことができるよう、生活困窮世帯、高齢入所者、障害者施設、交通遺児、子ども食堂などに使われています。

運動期間	赤い羽根共同募金	10月1日～	3月31日まで
	歳末たすけあい募金	12月1日～	12月31日まで

露店等の開設

問消防本部予防課 04 - 7158 - 0270 Fax : 04 - 7158 - 0276

不特定多数の者が集合する催しにおいて、火気器具を使用する露店等を出店する場合は、消火器の準備と開催前に「露店等の開設届出書」を消防署に提出することが必要です。

(火気器具を使用しない催しについては、消火器の準備も届け出も必要ありません。)

多数の者が集合する催しとは？

祭礼、自治会の夏祭りや納涼祭、小・中学校のバザー、その他多数の者が集合する催しで、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しです。ただし、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合は対象外（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しは対象外）です。

火気器具とはどんなものか？

- ・ 気体燃料を使用する器具（コンロ、グリル、バーナ等）
- ・ 液体燃料を使用する器具（発電機、バーナ等）
- ・ 固体燃料を使用する器具（バーベキューコンロ、七輪等）
- ・ 電気を熱源とする器具（電気コンロ、IHコンロ等）

どんな消火器を準備するのか？

初期消火を有効に行うために準備するものですから、粉末4型以上の業務用消火器（粉末10型を推奨します。）を準備してください。

火気器具等を使用する者が準備します。

(錆・変形のある消火器、エアゾール式簡易消火具や住宅用消火器はご遠慮ください。)



露店等の開設届出書について

火気器具を使用する露店等を開設する場合には、消火器の準備が必要となることから、その実施状況について消防機関が防火上の安全について事前に把握し、必要に応じて指導するため、届出書には、開催場所の分かる案内図、露店等の配置が分かる配置図、火気器具と消火器の位置がわかる詳細図等を添付してください。2部の提出が必要です。露店を開設する者または、主催者が一括して提出します。

提出先

消防署	住所	電話番号
中央消防署	三輪野山1丁目994番地	04-7158-0119
北消防署	美原2丁目139番地の1	04-7152-0119
東消防署	前ヶ崎449番地の1	04-7146-0119
南消防署	南流山3丁目9番地の6	04-7159-0119

3 . 自治会で開催するイベント等について

公園内における自治会主催イベントの際の手続きについて

問みどりの課 04 - 7150 - 6092 Fax : 04 - 7158 - 9777

公園内で自治会主催のイベント（夏祭り等）を開催する場合、下記の申請書を提出してください。

共通してご提出いただくもの

- ・都市公園内行為許可申請書
- ・都市公園使用料減免申請書
- ・イベント概要及び図面（任意様式）

食料を提供する場合

- ・行事開催届の写し（松戸保健所に提出）

火気を使用する場合

- ・露店等の開設届出書（市内の消防署に提出）・・・P 5 9 参照

キッチンカー等が出店する場合

- ・営業許可書の写し（出店者）
- ・自動車運転免許証の写し（出店者）
- ・自動車検査証の写し（出店者）

保健所及び消防署への届出詳細については、各機関にお問合せ下さい。

流山ぐリーンバスの路線上におけるイベント等の開催について

問まちづくり推進課 04 - 7150 - 6090 Fax : 04 - 7158 - 9777

流山ぐリーンバスの路線上でイベント等を開催する際は、事前協議書を担当課に提出してください。（迂回やバス停の移設を要する場合は3か月前まで、それ以外は1か月前まで）

流山市ホームページ ID : 1020110



その他自治会ハンドブックの別ページに紹介のあるもの

- 行事用テントの貸出・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8 参照
- 野外活動用物品の貸出・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 1 参照
- 自治会活動に伴うごみの処理について・・・・ P 3 0 参照

4 . 自治会に関係する団体等について

流山市防犯協会連合会

問流山市防犯協会連合会 04 - 7158-5301 Fax : 04 - 7158-5301

市内の各種防犯団体及び防犯指導員等により組織された団体で、犯罪のない明るい社会をつくることを永遠の理想とし、社会環境の浄化を推進し、市や警察の防犯活動等に積極的に協力するため、防犯意識の啓発普及事業や防犯指導員等の活動を推進する事業等を行っています。

消防団

問消防本部消防総務課消防団担当 04 - 7158 - 0299 Fax : 04 - 7158 - 0276

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき設置している消防機関です。地域における消防防災の担い手として、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守っています。

また、近年は、女性の消防団への参加も増加しており、特に一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。



流山市消防団



←市ホームページ

流山市消防団のことを紹介しています。

流山交通安全協会

問流山交通安全協会 04 - 7159-4299

交通の安全を確保するため、警察、市役所、その他の交通関係機関と緊密な連絡のもとに、交通道德の普及とその高揚を図るために活動しています。

社会福祉協議会

問 社会福祉法人流山市社会福祉協議会 04 - 7159-4735

社会福祉協議会（通称「社協」）は、社会福祉法第109条により市民の福祉を高め、明るく住みよい福祉社会づくりを推進するという目的で設置された民間の福祉団体で、関係機関・団体や福祉施設等と連携し、地域住民との協働による福祉活動の促進を図る役割を担っています。

特に、地域のふれあいを大切にした福祉向上のため、自治会から選任された社会福祉協議会協力員や地区社会福祉協議会員との連携を密にして、「福祉のまちづくり」に取り組んでいます。

民生委員児童委員協議会

問 社会福祉課 04 - 7150 - 6079 Fax : 04 - 7158 - 2727
社会福祉法人流山市社会福祉協議会 04 - 7159 - 4735

民生委員児童委員協議会（以下、「協議会」）は、市内各地区の民生委員・児童委員で組織され、民生委員・児童委員の職務に関する連絡調整、関係行政機関との連絡、必要な資料・情報収集、必要な知識・技術の習得、その他、職務遂行に必要な事項に対応しています。

また、各地区の協議会では、定例会議を開催し、情報交換や事例研修等を行い、複雑化する福祉問題に取り組んでいます。協議会の事務局は市からの委託により、流山市社会福祉協議会が行っています。

老人クラブ連合会

問流山老人クラブ連合会（社会福祉法人流山市社会福祉協議会内）
04 - 7158 - 8181

会員の教養を高め、健康の増進や介護予防を図るとともにレクリエーション活動・奉仕活動等を総合的に実施し、会員相互の親睦を深めることを目的に、市内の自治会等の一定区域内に居住する概ね60歳以上の高齢者で組織する団体です。

子ども会育成連絡協議会

問文化芸術・生涯学習課 04 - 7150 - 6106 Fax : 04 - 7150 - 6521

各地域にある子ども会の運営に必要な情報交換や共通の課題解決などを促進するための組織です。子ども会運営のためのジュニアリーダー初級講習会のほか、新春書き初め大会など各種事業を行っています。

流山市民安全パトロール隊

問コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

市民生活の安全確保と犯罪のない明るい地域づくりを推進するため平成17年4月に市の委嘱を受けて結成したのが流山市民安全パトロール隊です。制服を着用し、青色回転灯車両に乗って市内全域を巡回しています。

防犯啓発を呼び掛けるアナウンスを流すほか、街頭啓発活動などによって犯罪発生の未然防止に取り組みます。入隊を希望される場合は、市役所コミュニティ課にお問合せください。

令和6年4月1日から「生涯学習課」は「文化芸術・生涯学習課」へ課名変更となります。

5 . その他市からの情報について

広報ながれやま

問秘書広報課 04 - 7150 - 6063 Fax : 04 - 7150 - 0111

市の各種事業や催し、制度などをお知らせする「広報ながれやま」を毎月1日・11日・21日に発行しています。配布は、新聞折り込み（日経、読売、朝日、毎日、東京、産経の朝刊）で行っています。新聞を購読していない世帯への配布としては、各出張所・公民館・図書館などの市内公共施設や市内の主な駅・商業施設に配架するほか、ご自宅の郵便受けへのポスティング（無料）を行っています。

【ポスティング（無料）の申し込み方法】

秘書広報課へ電話または氏名、住所、電話番号を明記の上、ファクス ポスティングを希望されるご本人からの申し込みに限ります。なお、市内在住で新聞を購読していない世帯が対象です。

お得で便利 広報紙をあなたの端末にお届け!

市ホームページに広報ながれやまのPDF版を掲載しています。流山市LINE公式アカウントおよびみどりのメールの登録者には、PDF版に直接アクセスできるURLをお届けしていますので、ぜひご利用ください。

また、アプリ「マチイロ」でも広報ながれやまをお読みいただけます。



PDF版広報ながれやま



流山市LINE公式アカウント



みどりのメール



マチイロの使い方

災害時協力井戸の登録

問防災危機管理課 04 - 7150 - 6312 Fax : 04 - 7158 - 6696

市では、災害時等に生活用水としてご提供いただける個人や事業所が所有する井戸を災害時協力井戸として登録していただくことを奨励しています。

なお、災害時協力井戸には、市に登録され、広く市民に対して提供を行う「市登録協力井戸」と自主防災組織又は自治会が登録し、自治会区域等住民に対して情報提供を行う「地域登録協力井戸」の2種類があります。



(登録済を示すシール)

(注意)「生活用水」とは、飲用水以外の洗濯やトイレ等に使用する水のことです

Yahoo!防災速報アプリ

問防災危機管理課 04 - 7150 - 6312 Fax : 04 - 7158 - 6696

流山市とヤフー株式会社は、平成30年7月に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しました。この協定は、市内の大規模な災害に備え、インターネットを活用し市民の皆さまに、流山市が発令する避難指示等の緊急情報など、必要な情報を迅速に提供することを目的としています。



「地震」、「津波情報」、「豪雨予報」、「土砂災害」、「河川洪水」、「気象情報」、「国民保護情報」など、今まさに知らせる必要がある流山市の情報をリアルタイムで知ることができます。

ぜひ皆さまもアプリ等の登録をお願い致します。

iOS版



Android版



Yahoo!防災速報アプリ設定ガイド

インストールが完了したら、通知を受け取るために初期設定を必ず行いましょう。設定が完了していないと通知を受け取れない場合があります。



アプリをインストールした後に、スマートフォンのホーム画面の**防災速報**のアイコンをタップして、アプリを起動すると、初期設定が開始されます。

- 1 初期設定を始める**

防災速報は災害情報を「プッシュ通知」でお知らせします。「次へ」をタップしてください。

「iPhoneの場合」



次に表示される画面で「許可」をタップ。
- 2 現在地連動通知機能を設定する**

移動先でも、今いる場所の災害情報を受け取れます。この機能を利用する場合は「この機能を使う」をタップしてください。



次に表示される画面で「許可」をタップ。
- 3 通知を受け取る地域を設定する**

「地域を設定する」をタップして、通知を受け取る地域を選びます。



「地域を設定する」をタップして、通知を受け取る地域を選びます。



現在地や、郵便番号・市区町村名の検索から、地域を設定できます。
- 4 設定の完了**

設定の完了
プッシュ通知オン
現在地連動オン
千代田文



以上で初期設定は完了です。「始める」をタップしてください。



「始める」をタップすると、引き続き災害情報の確認方法などアプリの使い方の説明が表示されます。

発行元：ヤフー株式会社

流山市安心メール

問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076 Fax : 04 - 7159 - 0954

流山市では、「災害・火災」「防犯」「環境情報」「感染症情報」「行方不明者等情報提供依頼」「英語版災害情報」の6つのカテゴリから、必要な情報を登録者に配信しています。登録方法については、市ホームページで紹介しています。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002704/1002705/1002707/1002709.html>

右の2次元コードからも参照できます。



また、令和3年3月11日から、安心メールと全国瞬時警報システム（Jアラート）を連携し、国からの情報を瞬時に安心メールにも送信できるようになりました。

～参考～

全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、地域衛星通信ネットワークを利用して、内閣官房から国民保護に関する情報や気象庁から緊急地震速報・津波警報等を、総務省消防庁を通じて全国の自治体等へ瞬時に送信するシステムです。

認知症高齢者等見守り事業

問介護支援課 04 - 7150 - 6531 Fax : 04 - 7159-5055

高齢者の方の増加とともに認知症の方が増えると見込まれています。認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り体制を強化し行方不明となられた場合の早期発見・早期保護を図るため、40歳以上の認知症又は認知症の疑いがある方で徘徊の恐れがある方を対象に、見守りシールを交付しています。

見守りシールを身につけた方がいらっしゃいましたらお声掛けをお願いいたします。

見守りシールとは



読み取ると説明動画が流れます。

対象者の保護者の方がQRコードが印刷された見守りシールを認知症の方の衣服や持ち物に貼付します。行方不明となった認知症の方を発見した方がスマートフォン等で見守りシールのQRコードを読み取ります。

スマートフォン等に表示されるチャット形式の伝言板に発見情報を入力します。

保護者に情報が通知され、引き続き伝言板を使用して、保護者と発見者が連絡を取り、保護に繋がります。



流山ぐりーんバスのお知らせ

問まちづくり推進課 交通計画推進室 04 - 7150 - 6090 Fax : 04 - 7158 - 9777

流山ぐりーんバスは平成17年度から運行しているコミュニティバスです。
現在は市内6ルートで運行しており、市内の主要駅と住宅地を結ぶ、市民の皆様の足としてご利用いただいています。

なお、流山ぐりーんバスの路線は、皆様のご利用により維持しています。

ぐりーんバス運賃表

全6ルート(対距離区間制運賃 180円~)
・各ルートの区間ごとの運賃は、市ホームページ及び各公民館・各出張所などで配布する「時刻表&ルート図」をご確認ください。
・南流山・木ルートは、全区間において3.0km未満の運賃(大人現金180円)です。

区分	対象者	区間距離	現金払	ICカード払
大人	中学生以上	3.0km未満	180円	178円
		3.0km以上 3.5km未満	200円	199円
		3.5km以上 4.0km未満	220円	220円
		4.0km以上 4.5km未満	240円	231円
		4.5km以上 5.0km未満	260円	252円
		5.0km以上 5.5km未満	280円	273円
		5.5km以上 6.0km未満	300円	294円
		6.0km以上 6.5km未満	320円	315円
		6.5km以上 7.0km未満	340円	336円
		7.0km以上 7.5km未満	360円	356円
		7.5km以上 8.0km未満	380円	377円
		8.0km以上 8.5km未満	400円	398円
8.5km以上 9.0km未満	420円	419円		
		9.0km以上	440円	440円
高齢者 ²	75歳以上	大人運賃の半額		大人運賃の半額
小人	小学生	大人運賃の半額		大人運賃の半額
幼児	就学前の方	保護者(大人または小人)1人につき幼児2人まで無料 (3人目以降、もしくは幼児のみの乗車の場合、 小人料金がかります)		
乳児	1歳未満の方	無料		
障害者手帳を提示の方 (身体・療育・精神)	大人	大人運賃の半額	介助者1人まで大人運賃の半額	大人運賃の半額
	小人	小人運賃の半額	小人運賃の半額	介助者1人まで大人運賃の半額
妊婦(母子健康手帳を提示の方)		大人運賃の半額		大人運賃の半額
駅(終点)通過割引 (松ヶ丘・野々下ルートを除く)		バスの終点(駅)を超えて次便にわたって乗車しても1周を超えない範囲で運賃が実質1回分になります		



・令和6年4月1日から、美田・駒木台ルートのルート変更を予定しています。ご利用の際はご注意ください。(上図は変更後のルート案です。)

・運賃のお支払いはICカード(Suica、PASMO等)のご利用が便利です。

・バス車内に、学校や自治会等のコミュニティ情報を無料で掲示することができます。

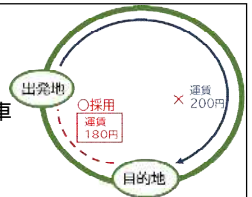
：各種半額運賃においては、現金払は10円未満切り上げ、ICカード払は1円未満切り上げとなります。

1：現金払の場合は、乗車時に整理券をお取りください。(南流山・木ルート以外)

2：後期高齢者医療被保険者証を提示された方が適用対象。同被保険者証をお持ちでない方は、市役所まちづくり推進課にお問い合わせください。

3：循環路線の運賃(右図の例参照)

循環路線(松ヶ丘・野々下ルートを除く5ルート)では、長い経路を乗車しても、最短経路の運賃を採用。



ぐりーんバスには、異なるルートでお得に乗り継ぐことができる「乗継券」があります。

通勤・通学、お買い物などに、どうぞご利用ください!

119番通報について

問消防本部消防防災課 04 - 7158 - 0151 Fax : 04 - 7159 - 0889

火災や救急などで119番へ通報すると、対応する管制員が一つずつ質問をするので、落ち着いて、正しい状況を伝えてください。

～ 伝えていただきたい情報 ～

消防車、救急車が向かう住所。(または目印となるもの)
あなた(通報者)の名前と電話番号。
火災の場合はなにが燃えているか、怪我人や逃げ遅れの人はいるか。
救急の場合は、誰がどうしたのか。(年齢、性別、症状など)

救急車が必要か迷ったら……

問消防本部消防防災課 04 - 7158 - 0151 Fax : 04 - 7159 - 0889

救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関に受診すべきか、迷った時に利用できるツールを紹介いたします。

救急車利用マニュアル

ためらわず救急車を呼んでほしい症状などについて、総務省消防庁が作成したマニュアルです。消防庁ホームページで閲覧・印刷できます。



Q助(きゅーすけ)

総務省消防庁が提供する、スマートフォンアプリ。(Web版もあります)
該当する症状を画面上で選択すると、「今すぐ救急車を呼びましょう」などの対応方法が表示されます。消防庁ホームページでダウンロードできます。



救急安心電話相談

看護師や医師が電話で相談に応じます。

7 1 1 9 (15歳以上対象)

平日・土曜日
午後6時～翌朝8時
日曜日・祝日・年末年始・GW
午前9時～翌朝8時

つながらない場合は、
03 - 6810 - 1636

8 0 0 0 (15歳未満対象)

毎日・夜間
午後7時～翌朝8時

つながらない場合は、
043 - 242 - 9939

休日や夜間の救急医療機関情報

問消防本部消防防災課 04 - 7158 - 0151 Fax : 04 - 7159 - 0889

ちば救急医療ネット

夜間・休日の急病時などに受診できる医療機関をインターネット上で検索できます。



流山市平日夜間・休日診療

流山市休日診療所にて、急病患者に初期診療と応急処置を行います。

【健康保険証を持参してください。】

内科・小児科

月～土曜日
19時～20時30分
日曜日・祝日・年末年始
9時～11時30分
13時～16時30分

歯科

日曜日・祝日・年末年始
9時～11時30分

病状等により、二次病院へ紹介させていただくことがあります。

休日や夜間における診察可能な病院情報について、消防本部消防防災課で把握している範囲でご案内することができます。電話でお問い合わせください。

119番通報では病院情報の問い合わせには対応していません。

全ての診療科目に受診可能な病院情報を把握してはおりません。ご了承ください。

【お問い合わせ】

流山市消防本部消防防災課
04 - 7158 - 0151

子どもが健やかに成長するために

問 子ども家庭課 04 - 7158 - 4144 Fax : 04 - 7158 - 6696

子どもや家庭のちょっとした変化は地域で気付いたり発見したりしやすいです。

地域の中で日常生活を送りながら、子どもたちの安全を見守っていただき、気になることがあればご相談ください。

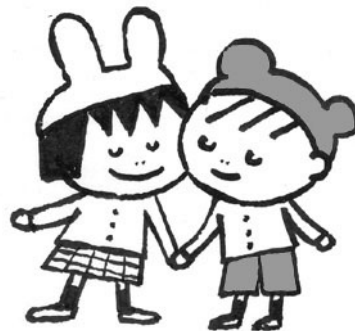
ウォーキングをしながら、買い物に行きながら等普段の生活の中で少しだけそのような視点で周囲に目を向けてみてください。

地域に住む大人のまなざしと声かけが、虐待の防止や早期発見、早期対応につながります。

今後とも、子どもが健やかに成長できるようにするために、ご支援・ご協力をお願いします。

【通告・相談先】

- 子ども家庭課 家庭児童相談室 04 - 7158 - 4144
- 柏児童相談所 04 - 7131 - 7175
- 児童相談所全国共通ダイヤル 189
(24時間365日対応)
- 千葉県子ども・家庭110番 043 - 252 - 1152
(24時間365日対応)
- 流山警察署 04 - 7159 - 0110
- 警察 110
(生命の危険があるなど緊急な場合)



自治会活動に関する問い合わせ先一覧

自治会活動全般に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の設立 ・自治会館、掲示板 ・防犯 等 	問 コミュニティ課 04 - 7150 - 6076
防災に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・防災 ・自主防災組織の支援 等 	問 防災危機管理課 04 - 7150 - 6312
道路に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・側溝 ・交通安全 ・カーブミラー 等 	問 道路管理課 04 - 7150 - 6093
公園・緑地に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・公園、街路樹 ・市民の森 等 	問 みどりの課 04 - 7150 - 6092
ごみ・リサイクルに関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所 ・資源物の集団回収 ・リサイクルの促進 等 	問 クリーンセンター 04 - 7157 - 7411
環境に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ ・生活環境 等 	問 環境政策課 04 - 7150 - 6083
福祉に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・福祉 ・民生委員 等 	問 社会福祉課 04 - 7150 - 6079 問 福祉政策課 1 04 - 7159 - 6605
生涯学習に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習 ・文化芸術 ・青少年の健全育成 ・生涯スポーツ (スポーツ振興課へ) 	問 文化芸術・生涯学習課 2 04 - 7150 - 6106 問 スポーツ振興課 04 - 7157 - 2225
消防に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・消防団 消防総務課 ・火災予防 予防課 ・消防活動、救急活動等 消防防災課 	問 消防総務課 04 - 7158 - 0299 問 予防課 04 - 7158 - 0270 問 消防防災課 04 - 7158 - 0151

1 令和6年4月1日から「社会福祉課健康福祉政策室」は「福祉政策課」へ課名変更となります。

2 令和6年4月1日から「生涯学習課」は「文化芸術・生涯学習課」へ課名変更となります。